

審査期日調書

事案の表示：2020年懲（審）第14～16号

日 時：2021年8月10日 午後1時～午後3時30分（公開）

場 所：弁護士会館2階講堂「クレオ」C

出 席 者：審査請求人 酒井 将 浅野 健太郎

審査請求人代理人 泉 信吾 尾込 平一郎 辻 洋一
影山 知佐 阿部 泰隆 関 葵子
谷 英樹 丸山 和也

委員長 高 博一

委員 八代 ひろよ 坪井 昌造 若江 健雄

久保 博道 井上 圭吾 川上 敦子

木村 豊 細田 啓介 菊池 浩一

川崎 政司 白井 敏男 平田 和一

調査員 謙訪 圭子 別宮 聰太郎 渡谷 美穂

西岡 豊 小泉 高志 柴田 望

審査の内容：別紙のとおり

【高委員長】 委員長の高です。傍聴人の皆さんに申し上げます。当委員会の審理は原則非公開となっておりますが、本件は審査請求人の要望があり公開といたしました。首都圏に緊急事態宣言が発令されてコロナが拡大しておりますので、できるだけ密を避けるということで20名の傍聴とさせていただきました。若干人数が多くて抽せんになったようでございます。1名の方が見えないので、1時になればもうドアを閉めたいと思っております。

それで、先立って、「傍聴に当たっての御注意」という書面を事務局の方からお渡ししていると思いますので、改めて確認させていただきたいと思います。

マスク着用をお願いしますということです。

それから、カメラ、ビデオ、携帯電話、ICレコーダーなどによる撮影・録音は認められません。メモは筆記によるもののみとし、パソコン等の電子機器の使用は認められません。これは当委員会の規則になっておりますので、御了承ください。

途中でみだりに席を立ったり、移動しないでください。また、傍聴人が発言することは私語も含めて認められておりません。携帯電話等、音の出る機器をお持ちの方は入室前に電源を切るなど、審査期日の妨げにならないようにお願いいたします。

以上でございます。これに従っていただけない場合は退室していただくことになりますので、御注意ください。

以上です。

では、審査請求人を入れてください。

(審査請求人、代理人入室)

【高委員長】 よろしいですか。委員長の高です。

出席者のお名前をお願いします。

【酒井】 審査請求人の酒井将です。

手続が始まる前に1分だけ時間をいただけますか。

【高委員長】 まず全員のお名前を、まず出席者のお名前を言ってください。

【酒井】 かしこまりました。

【浅野】 審査請求人の浅野健太郎です。よろしくお願ひします。

【高委員長】 全員お願いします。

【泉】 弁護人の泉信吾です。

【辻】 代理人の辻です。

【影山】 代理人の影山です。

【阿部】 代理人、阿部泰隆です。

【谷】 代理人の谷と申します。

【尾込】 代理人の尾込と申します。

【関】 代理人の関と申します。

【丸山】 代理人の丸山和也です。

【高委員長】 出席いただきましたのは、審査請求法人である弁護士法人ペリーベスト法律事務所、それに審査請求人個人の酒井さん、浅野さん、あと代理人が8名、そういう理解でよろしいですね。

どうぞ、発言。

【酒井】 一言申し上げたいことがございます。

我々は昨年、東弁によって汚名を着せられました。今日は、人生をかける覚悟で、その汚名を晴らしにやってまいりました。東弁は、我々に対する予断と偏見をもって審議に臨み、明らかな事実認定の誤り、明らかな法律解釈の誤り、多数の手続違法を犯して正義に反する議決をいたしました。

この日弁連の手続においても同じことが繰り返される危険があると考えております。主査の先生一人が事件記録を読み、多数決で結論を決めるのではなく、一人一人の委員の先生方が事件記録をしっかりと読み込んで、良心に従って判断いただきたい。我々の主張を黙殺するのではなく、一つ一つの論点に正面から真摯に答えていただきたい。そうすれば、東弁の議決が取り消さざるを得ないことは明らかです。我々の名誉回復のためだけではなく、日弁連の名誉のためにも、正しく、堂々たる審査を求めます。

以上です。発言を許可してください、ありがとうございます。

【高委員長】 了解しました。色々主張書面をお出しになっておられます、全委員が目を通しておられます。

【酒井】 ありがとうございます。

【高委員長】 コピーの量はもう大変な量になっております。

入り口のドア閉めてくれる？ 事務局。

【事務局】 公開なので。

【高委員長】 あ、公開か。でも、もう入って来られないのね。

【事務局】 はい。

【高委員長】 分かりました。ということです。

進め方についてですが、通例に従いまして、最初に主査の委員が質問し、他の委員が質問する。それを30分から40分程度予定しております。その後で代理人か御本人に質問があればしていただく。それで、代理人、御本人の御意見を述べていただく。それも40分程度と思っております。

御案内のとおり、コロナが爆発的に拡大しておりまして、首都圏には緊急事態宣言が出ておりまして、このような密な会合はできるだけ避けたいと。今回、公開の要望がございましたので、場所の確保等も本来もっとたくさんという御要望でしたけども、20名を抽せんで今やっております。そういうことですので、できるだけ御協力をお願いしたいと思います。マスク着用で、喋る時はマイクを通してという形でお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

じゃあ、主査、お願いします。

【久保委員】 主査の久保でございます。よろしくお願いします。

色々文書が出ていまして、こちらで文書で質問をお出ししたりしたんですが、その質問についても色々御見解をいただきました。ちょっと通例で、初め委員の方から質問する場合には、事件の周辺のことから書かれていることを確認しながら色々な質問をしていくということになるわけなのですけれども、質問についてもし不適当だというふうな思いがあれば、主査としては質問の答えはお聞きしたいのですけど、ふさわしくないというふうにお考えであれば、お答えにならなくてもそれは御自由ですから、その点で御理解いただきながら、できるだけ答えていただければありがたいと思っています。

少し周辺のことで確認していきたいのですけれども、審査請求法人では、記録を読みますと、事件を受けて、特にこの過払い請求もそうですけれども、満額に近い回収を目指すと。安易な和解とか示談で終わらせるとはしないというような方針で臨んでいると、こういうふうに書いてありますけど、そのとおりですね。

【酒井】 はい、そのとおりでございます。

【久保委員】 それで、法人を設立された方の事件処理のスタイルというか、そういうことなのでしょうかね。

【酒井】 はい、そうです。あとは、結構私が新人の頃にクレサラ相談委員をやっていました、そこのメーリングリストですか、あとCAMというメーリングリストがあります、そちらで結構活発に先生方が満額回収を目指してこういう工夫をしているだとか、

そういう情報が流れています、それを参考に自分が満額回収というのを目指して貸金業者と交渉していたところ、譲歩をすると、どんどん貸金業者は弱みに付け込んできて、最初の提案から低い金額しか提示してこないことになるのですけど、一生懸命提訴したり満額回収を目指して頑張っていると、任意交渉の段階から先方の貸金業者の提案が非常に満額に近い形で出てきたりしますので、そういう今後の仕事のしやすさも考えて、また、お客様の利益を考えると、満額回収にこだわってやっていくことが一番、依頼者にとっても、それから我々の事件処理のスピードにおいても、いいだろうということで、ずっとそれを勤務弁護士たちには一貫して指導してやってまいりました。

【久保委員】 そのやり方ですと、かえって時間がかかるということはありますわね。

その点は何か支障というか、特に考えたことはあるのですか。

【酒井】 中には徹底的に争ってくる貸金業者もおりまして、控訴審に持ち込まれたりとかそういうこともあるのですけれども、過払い金の依頼をされる依頼者というのは、結構、目の前にお金があると使っちゃうような人とかもいて、早くお金が返ってくる、きてほしいという要望も非常に強いのです。ただ、やっぱり我々というのは、依頼者の経済的な更生というところもきちんと考える必要があるので、安易に安い金額で回収するではなくて、少し時間はかかるけれども、それまでにきちんと生活を立て直してもらって、きちんと満額回収していった方があなたにとってもメリットがあるんだよということを根気強く説明をして、納得をしていただいて、それで回収するようにしております。ただ、中には、急病でどうしてもお金が入り用だとかそういう方もいらっしゃいますので、それはケース・バイ・ケースで、どうしても早く必要な方の場合は、なるべくそれでも高い金額で和解するように努力してはおりましたけれども。

【久保委員】 そういうことは依頼者と話題になって、依頼者側の希望があつたりしてお話しすることが結構あるのですか。途中でも、時間がかかってくるとそういう不満が出てくる依頼者もいると思うのですけど。

【酒井】 はい、それはございます。

【久保委員】 はい。代表者というか、皆さんだけじゃなくて、雇用している弁護士や職員にもそういう方針でということで指導しているというか、指示しているというか、そういうことになっているのですか。

【酒井】 はい、基本的にはそういう方針を伝えております。ただ、最終的には担当している弁護士の個々の判断になってまいりますので、ちょっと判断に迷うようなときは、

上の期の弁護士に相談したり、場合によっては我々に相談したりしながら決めていたという形です。

【久保委員】 過払い請求だけじゃなくて、他の色々な事件もやっていらっしゃるのだけど、それも同じような方針ですよね。

【酒井】 はい、仰るとおりです。

【久保委員】 うん、私も経験があるけど。相手にしてね。

それで、これ、新宿事務所も同じようなやり方なのですか。

【酒井】 いえ、新宿事務所は、我々が当初お付き合いをさせていただいた当時というのは、彼らが司法書士だということもあるのですけれども、やっぱり司法書士だと、控訴されてしまうと代理権外しされてしまうので、貸金業者に足元を見られて、比較的ちょっと低い金額でも和解しているケースというのが散見されていました。我々はそれはいかんというふうに思ったので、せっかくお付き合いをさせていただいた御縁なので、新宿事務所の司法書士からの過払い回収とか債務整理に関する相談に乗るようにはしておりました。なるべくもっと提訴して回収率を上げた方がいいとか、そういうアドバイスをしてきたことはあります。その結果、回収率というのは新宿事務所の方も、代理権範囲内のものでしきれども、回収率は上がったという経緯がありました。

【久保委員】 はい。問題の業務委託契約書なのですが、ちょっとお手元にありますか、甲10号証ということで、委員の皆さんには調査報告書の117ページにありますけども。

【浅野】 会請求事案の甲10号証です。

【久保委員】 え？

【浅野】 会請求事案の甲10号証ですね。

【久保委員】 そうですね。業務委託契約書、これが一番長く使っていらした、甲10号証で出されている。

【酒井】 はい。

【久保委員】 いいですか。

【酒井】 はい。

【久保委員】 これ、委託業務の内容なのですけれども、(1)から(3)までは、実際には新宿事務所でやってきて、形式的には業務委託契約書ということです。業務委託契約ですが、審査請求皆さんの御主張でも、最終的にはここは成果物として譲渡を受けたも

のだと、こういう御主張なわけですよね。

【酒井】 はい、そのとおりです。

【久保委員】 で、問題は（4）と（5）なんですが、同じようなことが書いてあるように見えるのですが、要するに、新宿事務所から引き継いだときには、一般的に多いのは、要するに、過払い請求で引き直し計算で過払いの額が、請求する額が決まると。訴状まで作って、それで引継ぎを受けると。一応それは新宿事務所の判断の内容の訴状ですけれども、訴状を作つて引継ぎを受けると、こういうことになつてゐたのですか。

【酒井】 そうです。当初の引継ぎというのは、この（1）、（2）、（3）、（4）、（4）番のところまでの引き直し計算のデータとともに、彼らのシステムで訴状まで自動的に作られるようになっていますから、そこまで我々の引継ぎ業務に役に立つだろうということで引継ぎを受けておりました。

【久保委員】 ここで、細かいところでは印紙の計算とか訴訟物の価額算定とか、これら辺は機械的にできるのでしょうか、そこまでやって、皆さんの引継ぎの仕方というのは、共通のクラウドに情報を全部上げて、それでそちらでも見れるというような形にしたわけですね。

【酒井】 すみません、もう一回お願いします。

【久保委員】 引継ぎのときの引継ぎの仕方ですけど、ペーパーで訴状を受け取るということもされていたみたいですが、書いてあるんですけど……。

【酒井】 はい、データで送つていただきいていました。

【久保委員】 データで、要するに共通のクラウドがあつて、そこへ乗せて、こちらでも、要するにペリーベストの方の法人でも見れるという状態で色々な情報を引き継いだということだったのですか。そこら辺がちょっと。そういうことはなかつたのですか。

【浅野】 データについては、共有、どちらからでも見れるようなクラウド上のフォルダを作つて、そこに格納してもらうことで引継ぎを受けていました。

【久保委員】 それとペーパーの訴状を受け取るのも同時にやつてゐたということですか。

【浅野】 ペーパーの訴状はまた別ですね、対応が。

【久保委員】 別というのは、皆様は引継ぎを受けて費用を払う、その区切りになるのは、要するにペーパーの訴状を受けたとき、それとも成果物の譲渡ということになるのかかもしれませんけど、クラウドに乗せたときに、見れる状態にしたので引継ぎが行われたと

いうことになるわけでもないのですか。

【浅野】 違いますね。我々としては、この（1）から（4）の業務、それから5番目の業務で、共同原告訴訟の訴状の作成というのも依頼していました、これを依頼する案件に関してはこの納品までもらうことにしていました。このサーバーに乗せたときの日付とどうだこうだという話は、東京弁護士会の懲戒委員会のときに質問を受けて、審査期日の後に書面で詳しく説明をしている書面がありますので、そこを読んでいただくと詳しく書いてあると思います。

【久保委員】 今、共同訴状の話も原弁護士会で問題になっているのですけども、その共同の訴状を作るというのは、引継ぎを受けた後、審査請求法人で指示して新宿事務所で作ってもらったと、こういうことになるのですか。

【酒井】 はい、そのとおりです。

【久保委員】 それとか、他に、形式的に新宿事務所では要するに訴状を作るのだけれども、分断の問題とか色々検討した結果、訴状の請求原因なんかも変えると。そういうことでもう一回作り直すというのは、それは審査請求法人が司法書士の、その担当の司法書士に指示してそういうものを作ってもらったと、こういうことになるのですね。

【酒井】 はい、そうです。

【久保委員】 その作業というのは、引継ぎを受けた後の純粋の業務委託みたいな感じになるのですね、趣旨としては。

【酒井】 はい、そのとおりです。

【久保委員】 細かいことですけど、印紙を貼る例えば印紙代とか、それから郵券なんかは、これは審査請求法人で用意したのですか、それともあちらで用意してもらったものを引き継いだのですか。

【酒井】 それも新宿事務所の方で用意してもらったものを引き継いでいます。

【久保委員】 でも、あれですよね、例えば5人とか共同にしたら安くなるでしょう、印紙代は。

【酒井】 はい。

【久保委員】 そういうのは、引継ぎを受けた後にペリーベストの方で判断してそういうことをしていたと、こういうことになるのですかね。

【酒井】 はい、そうです。こちらで、どの原告をまとめて訴状を作ってもらうかというの、こちらで新宿事務所にお願いをして作ってもらっていたということになります。

【浅野】 すみません、浅野ですけれども、予めどの原告とどの原告を組み合わせて訴状を作ってくださいということを依頼しますので、新宿事務所の方で出来上がってきた訴状に、もうその組合せでその訴状が出来上がっていると。請求額も確定していますから、その確定した額について印紙代の計算まで新宿事務所がしてくれました。

【久保委員】 そうすると、それは引継ぎを受ける前にそうしているということですか。よく分からぬ。あんまり細かいことであれですけど、要するに、成果物の譲渡を受けるって、その譲渡の内容がどこまでどういうふうにやって受け取っているのかなと思ったのですけども、場合によっても、あるいは弁護士によっても、違うのかな、事案によって。どこまで成果物で出来上がったものを引き継いでいるかというのは。

【浅野】 すみません、弁護士によるというのはどういうことでしょうか。

【久保委員】 弁護士によって違ったり、事件によって違ったり、若干微妙なところはね。どこで引継ぎを受けて、その後は業務委託として頼んだのか、それとも、もう引継ぎを受ける前に何かこういうふうにしてくれということで依頼してやっているということなのかどうかというのが、ちょっとはっきりしなかったので。

【浅野】 ごめんなさい、引継ぎと業務委託の区別というのは、その名前の呼び方の問題の話です。

【久保委員】 でも、一応、成果物の引継ぎを受けて、それからあとこういうふうに直してくれとか、こういうふうにしてくれということで新宿事務所に依頼してやったということなのでしょう。

【酒井】 はい、そのとおりです。担当弁護士の判断で場合によっては訴状に上げずに、争点があつて、例えば分断とかで、判例の考え方からすると、どうもこれは結構直近の取引だけしか認められずに、過払い金が少額になってしまふかも知れないと。訴訟提起してもそんなに取れないんじゃないかという事案も中にはあったりしまして、ただ、そういうときに、訴訟に上げずに業者と任意で交渉すると、分断前の取引も含めて過払い金を一連で計算した金額と、それから後半の分断部分の中間あるいは中間より若干少ないとか、その辺りで和解で落とせるときもあったりして、そうすると、訴訟提起するよりかは任意交渉で解決した方が依頼者のためになる、より多くの過払い金が回収できるというケースもあったりしますので、そういう場合には、それは和解してしまって、新宿事務所にその共同訴訟の依頼をするということはしないケースもあります。それから……。

【久保委員】 いや、だから、そういうのだとすると、成果物を受け取る前に、事実上、

知り合っている新宿事務所の司法書士から相談を受けたりして、この事件はそちらになりそうなのだけど、どうかということで、そういう相談というか、して、それで和解で済ませるような、ああ、これは難しいからそ娘娘って、そういうような意見交換というか、そういうのが行われているということなのですか、今の話というのは。

【酒井】 意見交換するときもあると思います。ただ、基本的には、ベリーベストの弁護士が、訴訟に上げるか、任意交渉で落とすかというのは判断して。やっていました。

【久保委員】 これ、原議決でも言われているのですが、こういう計算とか訴状を作るというのは、事務職員でもちゃんと、職員でも指示すればできるではないかと。委託業務とすれば、わざわざ司法書士の事務所にやらせる必要ないじゃないかという、そういう評価というか、議決がありますけれども、審査請求法人として、作業的にやってもらうのは、それは助かりますわね、自分の事務所でやるよりは。それ以外に司法書士の事務所でやつてもらうことで審査請求法人で一番有益というか、助かるここというのはどんなことがあったという、経験上ね。

【酒井】 まず、我々の方で一からやるってなると、もう一回、二度手間になってしまって……。

【久保委員】 それはあるんですよ。

【酒井】 時間がかかってしまうということと、それからあと、この新宿事務所というのは、債務整理を当時恐らく日本で一番たくさんやっている事務所でして、あらゆる論点のパターンだとか、引き直し計算の分断であらゆるパターン、数字を出したりだとか、そういうのがぱって全部出るのですよ。だから、あらかじめこういう論点があって、こういうことが訴訟になったら問題になりますよということがこちらとしてはすぐに分かるので、そういう意味で、せっかく彼らがやった業務をそのまま利用させてもらった方が業務効率も上がるし、それから事件解決のスピードも上がるし、依頼者のためにもなると思って、それはそういう形で進めました。

【久保委員】 はい。

ちょっと別なことをお聞きします。これ、審査請求法人での経験でもいいのですが、過払いというか、過払いなのですけども、依頼者から説明を聞いて、依頼者の記憶でこういう取引を昔やったという記憶があると。実際には過去といつてもよく覚えてなくて、時期とか回数とかは分からないと、そういうのも多いというふうには、確かにそうだと思うのですが、ある程度こういう取引をやったということで分かる。で、そういう話があったと

きに、一応こういう債務整理をやっている弁護士ならば、司法書士も同じですけども、どのくらいの過払い金になるかということは見当が全くつかないとは言えないですよね。お話をからすると、実際には履歴を取り寄せて計算しないと正確には分からなかつからというのだけれども、微妙なところはあるかもしれません。それはやってみなきや分からぬ。でも、この人の場合にはいかんせん140万超えないなとか、140万を超えててしまうなどいう、明らかにね、そういうのというのはある程度あることは確かなのでしょう。

【酒井】 それは一般的にはそうですけど、ただ、実際、蓋を開けてみると結構記憶違ひというのは多くて、もう20年ぐらい取引していましたとかいう割には途中で取引が分断があって、もう古い取引は時効にかかってしまっているだとか、そういうケースも多々ありますし、そもそも違う業者から借りていたとか。だから、実際それは、正直、計算してみないことには分からぬと思いますし。

【久保委員】 この過払いの債務整理の集客というか、募集の仕方なのですが、新宿事務所の募集の仕方は記録にも出ているのですが、ベリーベストでやっている分の広告というか、募集というのも同じような形を取っているのですか。それとも、全くああいうテレビとかそういうもの、私もあんまり見たことないから分からぬのですが、やっていのうか。そこは同じなのですか、どうなつてているのですか。

【酒井】 我々は、基本的にはインターネットの検索広告を中心でした。新宿事務所のように、ラジオ、テレビで全国的にCMを大量に流すということは一切したことありません。

【久保委員】 そうですか。

【酒井】 もちろん、ラジオCM、テレビCMをちょっとやってみたことはあるのですけれども、全然規模が違つていて、大体、新宿事務所のピークというのは、1か月の受任件数が1万件に届いていたのです。当時のアディーレの件数が5000件だったので、アディーレの2倍いっていました。その頃の我々の債務整理事件の受任件数というのは、大体多いときでも月に500件程度だったので、だから、件数でいうと我々の20倍、彼らは債務整理事件をやっていました。

【久保委員】 そうですか。司法書士というか、新宿事務所の140万を超えるか、超えないかという問題については、皆さんの方では細かいところは分からぬといふお話をはあるのだけれども、インターネット上というか、コマーシャルの上では、140万を超えたたら取扱いできないというようなことは載せていなかった。載せてというか、広告の中に

は入っていなかったということはそのとおりですよね。

【酒井】 いや、ウェブサイトの方には、新宿事務所もインターネット広告はやっていて、インターネット広告ではかなりたくさん情報は出せますので、当然載っついているですよ。ただ、ちょっと、テレビでどうだったかというのは……。

【久保委員】 分かりました。

【酒井】 我々は分からなくて、ただ……。

【久保委員】 ちょっと時間もあるので。

【酒井】 すみません、はい。

【久保委員】 大体分かりましたから。そういう意味で、新宿事務所以外の事務所で、要は140万超えた場合に、ああいう広告の仕方をしていると、インターネット広告もそうですけども、140万超えた場合にそこで仕事ができないというふうになるのは、広告としてはあまり、広告というか、集客としてはあまりいいとは思えないで、一般的に、他の司法書士の事務所が140万超えた場合というか、そういう場合にはどうやっているのですかね。

【酒井】 いや、ちょっとそれは、他の司法書士事務所の広告を実際に研究したわけではないので分からぬのですが、ただ、多分書いているとは思うのですよ、140万以上は代理権がないというのは。あとは、仮に代理権がないとしても、一応司法書士の場合は、本人訴訟支援という形で訴状を作つてあげて、本人が裁判を起こすのサポートをすることができる、特に昔、債務整理を取り扱う弁護士が少なかつた時代なんかは、かなり司法書士はそういうことをやっていたと思いますから。そういう形で対応している司法書士もあったんじゃないのかなと思いますが。

【久保委員】 新宿事務所の場合には、ベリーベスト以外にも幾つかの弁護士事務所がって、そこへ引き継ぐという形式を取つていたようですけれども、みんなそうやっていわわけじゃないですね、司法書士の事務所は。

【酒井】 ケース・バイ・ケースだと思います。

【久保委員】 ケース・バイ・ケース。

【酒井】 はい。ただ、弁護士に引き継いでいるところがやっぱり多いとは思います。

【久保委員】 多いとは思う。

【酒井】 現実的には本人訴訟支援をやるのはなかなか、御本人が裁判出廷するのはハードル高いと思いますので、多くはやはり弁護士に引き継いでいたんじゃないか……。

【久保委員】 そちらで、すみません、ちょっと時間もあるので、[]の広告の点も出していただいたのですけど、これはどうするかって書いてなくて、弁護士と一緒に共同で載せているような内容ですよね。これだと、140万を超えたたらこの弁護士が担当するという形式なのでしょうね。

【酒井】 はい。

【久保委員】 実際問題として、小規模に司法書士の事務所がやる場合はそう問題は大きくならないかもしれませんけど、大々的にやる場合には、140万を超えた部分のあれを引き継いで受けるようなところができないとビジネスとしては成り立たないという感じを受けるのですが、そうではないでしょうかね。

【酒井】 それはまあそうですね。引き続いてくれる弁護士がいないことにはお客様に迷惑かけることになると思いますから。

【久保委員】 お客様にも迷惑かけるけど、それは反発されますよね。やっている方に対して、お客様が、話違うじゃないかと。140万を超えたたらどうしてくれるんだって話になっちゃうでしょう。

【酒井】 ただ、受任のときには、140万超えた場合には司法書士はできないので、弁護士に引き継ぐことになりますというのは、新宿事務所は説明はしていました。その場合は、司法書士、新宿事務所が……。

【久保委員】 いや、実際、新宿事務所はちゃんと備えてあるからいいのだけれども、一般的に他の司法書士でやる場合に、その後、引き継ぐ方法を考えなければ、なかなかこういう形での集客はできないんじゃないですか、実際。

【酒井】 そうですね。だから、司法書士でも広告を展開している事務所というのは、どこかの弁護士事務所と組んでいるケースというのは非常に多かったはずです。それは表に出でないだけで、私がちょっと聞いただけでも、どこの司法書士事務所とどこの法律事務所が組んでいるみたいな話はたくさん聞きましたので。

【久保委員】 はい。今回、審査請求人の方で強く主張されている、新宿事務所が行った取引履歴の調査の結果の引き直し計算のデータね、これは当然、依頼者に渡すとすれば有償で依頼者に渡すべきだと、渡すことになるものなのだと。したがって、審査請求人の方でそれを成果物として19万8000円もらって引き渡すことは、それは紹介の対価にならないのだと、こういう、ちょっと荒っぽいまとめですけど、そんなような御主張ですね。

【酒井】 東弁の主張ですか。

【久保委員】 東弁の主張というか、いやいやいや、皆さんの主張が。有償になるから、有償で依頼者に渡すべきものだから、それを審査請求法人に引き継ぐ場合に19万8000円を支払って受けるのは、支払うのは、それは紹介の対価とは言えないのだと、こういうような、簡単に進めるとそんな御主張になるんじゃないですかということ。

【酒井】 はい、はい。もともと依頼者が19万8000円で、引き直し計算のデータと、それから訴状のところまで受け取って19万8000円を支払うという契約は、元々あったものを、依頼者との契約ではなくて、弁護士と司法書士事務所の契約に切り替えただけという認識です。

【久保委員】 今回、民法の先生の御意見があつて、私個人というか、皆さんもそうかも知れないのですが、本当にそのところで知りたいと思っているのは、原議決を批判されているのだけれども、その成果物というやつが、やっぱり依頼者と結びついで初めて成果物と言えるんじゃないかと思うのですよ。要するに、新宿事務所で引き直し計算したものを持っていても、結局、お客様が依頼しない限りは無価値物じゃないですか。それを要するお客様に渡して他に引き継ぐとか、その後、引き継ぐ審査請求法人に渡すことによって初めてそれは生きるわけですよね。だから、そこがちょっと成果物というふうに、それは、例えば建築士が色んな建物の瑕疵の調査をしてやったとしても、建物の瑕疵の調査だったら個別性があるからあれだけれども、成果物によっては汎用性がなくて、この分野だけ役に立つというので、その人に渡さない限りは全然価値がないというのはあるのだけれども、本件の場合には、ある個人とつながって初めて成果物と言えるわけだよね。そこは、それでそれを引き継がないと、成果物だけを引き継いでも意味ないわけでしょう。

【酒井】 それはもちろんそうです。

【久保委員】 だから、そこが、普通の成果物のように、それを売買して19万8000円だと。譲渡の対価として。そこをどう考えるのかというのが、皆さんの考えを知りたいなというふうに思ったのですが。

【酒井】 新宿事務所が依頼者との関係で調査無料と言っているのは、過払い金の金額が実際にいくらかって分からないと、過払い金の回収を進めるという意思決定ができないのですね。だから、計算までは無料でやってあげますよと。過払い金が幾らって出て、例えば100万円、過払い金出ていますというふうに分かったら、依頼者は「あ、それならやってください」というふうに先に進むわけで、新宿事務所としては、当然、自分たちが

依頼を受けるためにわざわざ「過払い金の計算までは無料です」と言っているだけの話であって、そこで「100万出ていますよ」と言われて、「じゃあ、無料だから引き直し計算のデータを下さい」と言われて、それを渡して他の事務所の弁護士に頼まれちゃったら、タダ働きになってしまふし、そんなことは当事者の合理的意思としては到底考えてないと思います。

【久保委員】 それは分かるのですけどね。それは分かるのだけれども、そこで有償だからといって、依頼者との関係で、それがそういう成果物の対価として審査請求法人が受けるということが、成果物って流通するものじゃないですよね。要するに、お客様が引き継がない限りは、お客様も審査請求法人に頼まなければ意味がないわけですよ。だから、そこで紹介料と言うのかどうかは別として、やっぱりお客様が引き継がれることが伴っちゃうんですよね。

【酒井】 それはそのとおりですよね。

【久保委員】 だから、ちょっとそこが、やっぱり単なる成果物の譲渡の代金だと言い切るのはちょっと納得できないというか、了解できないのですけど、どうでしょうか。

【浅野】 ちょっとよろしいですか。浅野ですけれども、今の話というのは原議決のワンセット理論にも結びついている話だと思うのですけれども、原議決は35ページのところで、「成果物とともに依頼者が依頼しないのであれば意味がなく」というふうに記載しているのですよね。皆さんも見ていらっしゃるので、ちょっと待ちますけれども、35ページです。我々は、依頼者の引継ぎというのはあくまで無償で受けています。我々が成果物を引き受けないで、そして訴状の作成も依頼しなければ、我々はお金を払う理由というのは1円たりともないというふうに思って取引をしました。このワンセット理論は、もう一回言いますけれども、35ページの「成果物とともに依頼者が依頼しないのであれば意味がなく」という、それを我々を有罪とする理屈の大きなものとして原議決が捉えているのですけども、逆に言えば、依頼者のみを紹介し、成果物は渡さないということはあり得るわけですよね。そういう意味では、必ずこれ、ワンセットじゃないのですよ。それをワンセットだ、ワンセットだと言うのは、僕は非常に悪質な論理操作だと思っていますね、これは。

【久保委員】 悪質かどうかはあれなのだけど、いや、やっぱり普通に考え……紹介料等で紹介の対価って、「紹介」という言葉が本当はなじまないのだけど、いや、今のお話

からすると、まず、お客様だけを引き継いで成果物を渡さない、それはあり得ると思うのですよ。でも、今回の場合はその逆です。逆というか、要するに、成果物を受け取って、お客様も引き継ぐわけですよね。

【酒井】 いや、先に、140万円を超えてしまったということで、新宿事務所の方が依頼者に、我々ではもうこれができるから、弁護士じゃないとできないのですと。弁護士紹介できますけど、どうしますかって聞くのですよ。そうすると依頼者は、それじゃあ、その弁護士さんを紹介してもらいたいと。で、紹介するに当たって、今まで新宿事務所がやった引き直し計算とか、それから訴状まで作ったりもできるのだけど、それらのデータをその引き継ぐ弁護士に渡していいですかと。渡したらスムーズに過払い金の回収ができるから、渡してもいいですかと。あなたのため、お客様のメリットになるので、渡してもいいですかと聞いて、了解を取った上で、それで今度は弁護士が依頼者とお話をし、契約の意思を確認して、その上で新宿事務所からデータを引き継ぎますから。だから……。

【久保委員】 まあ、そういう手順を取るのでしょうか。

【浅野】 何かその原議決書を見ていますと、我々が依頼者抜きにして、何か成果物、案件というのを流通させてお金を払ったみたいなことになっていますけども、これ、新宿事務所も我々も依頼者の了解を取って、「弁護士紹介してほしいですか」、「紹介してほしいです」、「ベリーベストというところがあるけど、いいですか」、「そこ、実績があるならお願いします」ということで、依頼者の同意を取って依頼の引継ぎを受けているんですよ。で、成果物を引き継ぐか、それから訴状の依頼をするかというのは、また別問題なのですよね。

【高委員長】 久保さん、そろそろ時間。

【久保委員】 はい。

【高委員長】 いいですか。

【久保委員】 ええ、結構です。

【高委員長】 他の委員、質問ありましたら。我々の40分、ちょっと過ぎていますけども、他の委員からの質問よろしいですか。じゃあ、臼井さん、どうぞ。

【臼井委員】 臼井敏男です。外部委員です。よろしくお願ひいたします。

■さんのところでお聞きします。回答書に、さっきもありましたけど、さっき浅野さんでしたかね、140万円超えると依頼者に、これは我々はできないと新宿事務所が言って行って、紹介できますと言ってベリーベストを紹介したと。紹介するということで、■

■さんもそうですよね。同じケースのことを回答書の8ページに書かれております。僕、気になるのは、■さんの甲1号証ってありますね。陳述書です。あの陳情書を読むと、要するに、新宿事務所には行って依頼をしたと。2016年の3月10日に行ったと。それで、その後、新宿事務所から連絡がないので心配していたところ、ベリーベストから6月29日付けの書類が送られてきたと。ということは、そこはさっき浅野さんでしたかね、仰った、ちゃんと説明して、同意を得て引き継いだというのとちょっと違うと思うのですね。ここはどうお考えなのでしょうか。

【浅野】 これ、■さんの陳述書が全然真実でないということは既に立証されていて、ちょっと私も今はぱっと何号証とかどの書面って言えませんけど、詳しくこれ、反論しています。これは明らかに間違っていて、新宿事務所の記録上もちゃんとそういう説明をしたことになっていますし、そのことも全て書面で記載しています。ちょっとすみません、ここで、その書面はどこかって探していると大変なことになりますけれども、これが間違っているということは、東弁の非弁委員会のヒアリングのときにも説明をしましたし、綱紀のときにもちゃんと説明を、懲戒のときもたしか出したと思います。ちょっと書面を探して読んでいただければ、はっきり分かると思います。

【臼井委員】 いや、結構です。ということは、■さんがうそをついていると。

【浅野】 この方は非常に……。

【臼井委員】 はっきり言うとそういうことですか。

【浅野】 うそというか、陳情書に判子を押したということであれば、はっきりうそですけれども、これ、秋山弁護士という弁護士が代理人について東弁に持ち込んだ事案だと思うのですけれども、■さん、非常に御高齢の方で、多分そういう弁護士に促されるまま書かれて判子を押させられたのだと思います。

【臼井委員】 分かりました。次の質問にちょっと行きたいと思います。それ、結構です。

【浅野】 あ、今の、すみません、ちょっと谷さん、説明して。

【谷】 ただいま臼井委員の方から御質問のあった点なのですけれども……。

【高委員長】 マイク入りませんか。

【臼井委員】 いや、うそだということが分かれば、仰るのならいいですよ。

【谷】 その御質問や指摘に関しては、会請求事案の甲8号証の別紙2の9ページ以下に審査請求法人の反論が記載しております。

【臼井委員】 それから、念のためですが、さっき、引き継ぐときにデータも、つまり引き直し計算書あるいはその電子データですね、これも引き継ぎますよというふうに依頼者にお話をして了解を取ると、こう仰いましたね。

【浅野】 新宿事務所が持っている依頼者の情報もベリーベストに引き継ぐということは依頼者の了解を取っています。

【臼井委員】 ということですね。

【浅野】 はい。

【臼井委員】 そのときに、これは有償であるとか無償であるとか、つまり、さっきのお話でいきますと有償ですよね、これ。有償で引き継ぎますよというお話はされないということですか。

【酒井】 はい。それも主張書面や陳述書等でも書いてある……。

【臼井委員】 いや、念のためにお聞きしますが。

【酒井】 はい、しておりません。理由としては、それは、依頼者が支払う報酬というのは我々に対して過払い金回収した段階で成功報酬で払うのですけど、その金額が決まっておりまして、新宿事務所から、引き直し計算のデータですとか訴状を我々が引き継いだり業務委託したりして使うものについては、我々の計算で、我々のリスクで支払いをしておりまして、依頼者に転嫁は全くしておりませんので、そういう意味では、依頼者にとつては我々が司法書士にいくら払うかというのは利害関係がないので、説明する必要はないし、説明をするとかえって混乱を招くと思っております。

【臼井委員】 だから、説明していないということですね。

【酒井】 はい。

【臼井委員】 それからもう一つ、僕、弁護士でないのでお聞きするのですが、新宿事務所からベリーベストに引き継ぐ場合、これはやはり紹介なのですか。いや、紹介したことですよね。

【酒井】 それは紹介ですね。

【臼井委員】 ええ。で、ベリーベストが新宿事務所に払う19万8000円については、紹介の要素はゼロということを御主張なのですか。

【酒井】 いや、19万8000円というのは司法書士報酬なのですよ。その紹介料ということはあくまで紹介をされたことに対する謝礼ですから、そういうものではないという。

【臼井委員】 ですから、紹介料の要素というのではないということなのですか。

【酒井】 ありません。

【臼井委員】 ゼロですか。

【酒井】 はい。

【臼井委員】 全く？

【酒井】 はい。

【臼井委員】 分かりました。ありがとうございます。

【高委員長】 他の委員、質問ありますか。ありませんか。

【若江委員】 ちょっといいですか。

【高委員長】 どうぞ。

【若江委員】 委員の若江です。ちょっと、今、■さんの話が出たのでお聞きしたいのですけども、■さんのケースでは、ベリーベストの日原弁護士ですか、が新宿事務所の方へ行って電話でお話をしたというようなことになっていますけれども、このようにベリーベストの弁護士さんが電話で直接、新宿事務所へ行って電話で話をするというようなケースは全体の何%ぐらいなのですか。

【酒井】 それはちょっとぱっとは出てこないですね。

【若江委員】 でも、少なくとも大部分がそういうわけではないですね。

【浅野】 大部分ではないです。

【若江委員】 パーセンテージなんかは分かりませんか。

【酒井】 それは、もう新宿事務所も解散しちゃっているので、データがそもそも残っているかどうかちょっと危ういですね。

【若江委員】 分かりました。どうも。

【高委員長】 たくさん主張書面を出していただいて、我々、何回も議論しました。中々、私個人としては悩ましい案件だなど。といいますのは、1つは、スキームが大きいし、数もたくさんあるから、じゃあ、どれを取り上げて、どういう事実認定するのだと。細かいことを言ってもしようがない。だから、大ざっぱな、大きな流れを見て判断するのだろうと、事実認定ね。そういう意味で、主査の質問にもあったけども、原議決書に書かれているスキームの流れというものは概ねあんなものなのかなという主査の質問があった。書面質問ね。それに対して、部分的に、いや、そうじゃないよという回答ももらっていて、確かに、事実認定、どこをどう捉えるかと。

もう一つは、やはり法令の適用、弁護士法27条とか、職務基本規程11条、13条、

特に職務基本規程13条というのは、紹介に対価を払ってはいけないと。これは公法なんだよね。民事的に、当事者間でそれを業務の対価、成果物の対価と評価するのはいいけども、でも、それを公法的に、弁護士法は紹介のときに対価を払っちゃいかんと。名目のいかんを問わないというのが職務基本規程の規定なのですよね。だから、その辺が難しいなと。ただ、皆さん仰っていることも酌むべき理由はあるなと私は思うのです。例えば、司法書士が簡裁民事を想定して履歴を取って引き直しをしたと。140万超えると。じゃあどうするのだと。ほったらかすのかと。そういうわけにもいかんだろうと。じゃあ、誰にどう引き継げばいいのだという、そういう問題があるし、そもそも純粋の非弁じやなくて、少なくとも140万までは権限のある司法書士だと。全くの非弁じやないと。そういうこともあるし、20万、10万・10万と分けた場合に、成果物の対価というのが10万ぐらいだという主張をされていますけど、それだってでたらめなんじゃなくて、ある程度の相当業務というものを想定してお決めになったのだろうと。そういうことは我々全員がもう議論しました。

しかし、その上で、さっき仰ったように、ワンセット理論とか仰るけども、やはり紹介・引継ぎのときにお金が動いているのも事実なのよね。そこをどう見るかだよね。当事者間でこれは正当な業務対価なのだというふうに了解し合っても、公法上、紹介に当たつて対価を授受しちゃいかんという規定があるとすれば、その兼ね合いをどうするのかと。皆さんのような事情があるときに、それは許されるのだというふうな切替えをするのか、あるいは、それはもう立法問題なのだというふうにするのか、随分議論しました。

どっちにしても、御主張は十分分かっておりますので、協議して判断することになるのですけども、色々要望等もありましたけども、やれることはやったつもりでおりますから。

じゃあ、代理人が御本人に質問があればしてください。

【辻】 代理人の辻ですけど、これから私の方で質問します。

【高委員長】 どうぞ。

【辻】 それで、ちょっとその前に、先ほど臼井先生ですか、委員の方が、女性依頼者の件で「この人はうそついているのか」という具合に仰いましたけど、この人はうそをついています。なぜかというと、基本的にはこの方は過払い請求を隠したかったのです。なぜか。生活保護を受けていたからです。だから、そういう意味で、この方は、新宿事務所とかベリーベストの事務所と接触していないということを言いたかったのですね。だから、その点で全て合理的に説明できます。だから、この方は、ベリーベストから紹介を受けた

こともないとか、訴状が来たこともないとか言っていますけど、こんなことは全く実務的にあり得ません。ということで、すみません、先ほど気になつたものですから、補足させていただきました。

じゃ、よろしいですか。

【高委員長】 はい、どうぞ。

【辻】 辻ですけど、続きまして、今回の手続の面から聞いていこうと思います。簡単にお聞きします。あなた方は、後に立件された、先ほど言った女性依頼者の案件なんですが、東弁の非弁提携委員会から調査されたことがありましたね。

【浅野】 はい。

【辻】 それで、東弁の懲戒委員会の原議決書の「前提となる事実」の本件の調査の経過についての認定によると、東弁がペリーベストに非弁防止会規 6 条の調査と 7 条の調査協力義務を最初に課したのは平成 29 年 6 月 12 日のことだとしていますが、これは正しいですか。

【浅野】 議決書にはそう書いてあるかもしれません、事実としては違います。間違っています。

【辻】 はい。あなたたちがこの案件で最初に事情を聞かれたのは、それより前の平成 29 年 2 月 8 日ではないですか。

【浅野】 そうです。

【辻】 はい。2 月 8 日のとき、あなたたちは東弁の調査に対して代理人弁護士の同席を求めたことはありますか。

【浅野】 求めましたが、拒否されて、我々だけで臨まざるを得ませんでした。

【辻】 そうですか。この 2 月 8 日の調査の状況について、録音反訳が会立件の件で東弁から提出されていますよね。

【浅野】 はい。甲 14 号証で出ています。

【辻】 はい。これによりますと、あなた方は東弁の委員から非弁防止会規を示されて、調査が 6 条、協力義務が 7 条だと言われましたよね。

【浅野】 はい、言われました。

【辻】 この 7 条というのは、調査には会員は協力義務があり、正当な理由なく拒んではならないと定められていますね。

【浅野】 はい。

【辻】 はい。これを拒むと懲戒処分もありますか。

【浅野】 はい、あります。それで、また後に出された調査協力要請書というのにも、拒むと懲戒になることがありますよということで注意書きがされていました。

【辻】 はい。あなたたちは、この日の調査の後、平成29年3月1日に、新宿事務所との業務委託契約書や、それから業務委託費の支払い資料等を東弁に提出しましたよね。

【浅野】 はい。

【辻】 これは調査協力義務があるからだと言われて出したのですか。

【浅野】 はい。調査協力義務があるから出しました。

【辻】 はい。ところが、先ほどの原議決書の「前提となる事実」の認定だと、東弁がベリーベストの協力義務を告知したのは平成29年6月12日とされていますよね。そうすると、それより前の期日に提出したこれらのあなた方が出した契約書類というのは、任意にあなたたちが出したという旨の、これは認定ではないですか。

【浅野】 はい。実際には任意にしてないけれども、原議決はそういうふうに言いたいんじゃないかと思います。

【辻】 はい。そうすると、この認定というのは事実関係を偽っていますよね。

【浅野】 はい、そういうことになります。

【辻】 なぜ原議決書はこんな偽りの認定をしたのだと思いますか。

【浅野】 主張の書面、「本件懲戒手続の違法・不当について」という書面を6月11日に出していますけど、それにも詳しく書かせていただいているけれども、弁護士法58条2項で、懲戒事由があると思う調査については、綱紀委員会の専権であって、これに反する調査はしちゃいけないとか、調査協力義務を課した上で、それに基づいて会立件しちゃいけないということが明確に、『条解弁護士法』だと、何でしたっけ、有名な……あ、これが、『弁護士懲戒手続の研究と実務』というものに明記されているのですけれども、それに明確に違反しているので、これをかいくぐろうというふうに原議決書は思ったんじゃないかなというふうに思います。

【辻】 はい。そうすると、原議決自体も、今回の会立件は弁護士法58条の2項に違反して行ったということを隠そうとしているというわけでしょうか。

【浅野】 そのように思います。

【辻】 会立件された事案について、東弁の綱紀委員会の調査期日は開かれたのでしょうか。

【浅野】 いいえ、開かれませんでした。調査期日が開かれなかつたどころか、綱紀委員会から何らの照会も一切なく、調査はなされませんでした。その上で東弁の綱紀委員会は、会立件の調査命令書とほとんど同一の内容を議決しました。まさに綱紀委員会の独立性が侵害されたというふうに考えています。

【辻】 はい。先ほどの女性依頼者の件についてお聞きしますけれど、今回、東弁の非弁提携委員会が先ほどの非弁取締りの調査で問題として取り上げた女性依頼者についてですけれども、この方というのは多重債務者なのですか。

【浅野】 いや、違います。

【辻】 なぜ違うと言えるのですか。

【浅野】 相談時に全ての債務を完済しているという申告で、過払い金を取り戻したいということで相談に来ました。それから、新宿事務所もベリーベストもしつこく、「他に借り入れはないのですか」って話を聞いたのですけども、「いや、借り入れはありません」という一点張りでした。その上で引き直し計算をしてみたら、案の定、過払いの状態でして、しかも10年近く最終取引日からたっているので、仮に残債務があったとしても、ヒアリングの段階で完全に消滅時効にかかるので、債務に苦しんでいるという人では到底あり得ないというふうに思ったからです。また、後に判明したことでも、債権者1者に対して月7800円を払っているだけという方でしたので、到底多重債務者ではないです。

【辻】 はい。しかし、原議決書の前提事実での認定によると、新宿事務所がこの女性依頼者のアコムの取引履歴を取り寄せたら、債務がなくて、逆に過払いができる可能性があると分かったと認定していますけれど、取引履歴を取るまで多重債務者かどうかというのは分からなかったということなのでしょうか。

【浅野】 いえ、完済しているということで過払い請求をしてきている人ですし、少なくともさっき申し上げたとおり5年以上は取引をしてないということですから、仮に万一、約定残債があったとしても、消滅時効にかかっていますから、それはもう初めから分かったことです。

【辻】 はい。原議決書は、多重債務者ではないことが明らかなる女性依頼者について、なぜ取引履歴を取るまで分からなかったという認定をしたのでしょうか。

【浅野】 被害者……被害者って、依頼者が多重債務者でないと非弁防止会規の調査というのを行うことができないので、ベリーベストに対して行った調査がそもそも違法だっ

たということになってしまふからだと思います。

【辻】 そうしますと、原議決書は、ベリーベストに対する調査の端緒が違法だったことを隠すための事実認定をここでしたということなのでしょうか。

【浅野】 そうなんじゃないかなと思います。

【辻】 はい。

最後に、産業スパイ案件のことについて聞きます。審査請求人の酒井弁護士は、会立件ではないもう一つの1項請求の分について、この請求者を派遣した大手法律事務所に対して懲戒請求をしていますね。

【酒井】 はい。不正競争防止法違反と、それから弁護士職務基本規程違反で、産業スパイ行為について、その法人の元代表者とその弁護士法人自体を懲戒請求しています。

【辻】 その結果はどうなりましたでしょうか。

【酒井】 現在、東京弁護士会の綱紀委員会に係属審議中です。

【辻】 私の質問を終わります。

【高委員長】 他の代理人、質問がありましたらどうぞ。

【谷】 続きまして、代理人の谷の方から質問させていただきます。私の方からは、先ほど懲戒委員の各委員から質問があった点について、ちょっと明瞭じゃない点も含めて趣旨を確認するというために質問をさせていただきたいと思います。その後、ちょっと独自の質問がありますので、よろしくお願ひいたします。

最初に、久保委員の方から冒頭、引継ぎを受けたというのは何をもって引継ぎを受けたことになるのかと。訴状の納品だとか引き直し計算書の納品を受けたことをもって引継ぎということになるのかというような御質問があったと思います。ベリーベストの認識として、新宿事務所から140万超えの過払いを引き継いでもらいたいというふうに依頼を受けて、その案件を引き継いだ時期というのは、具体的にいつの時点になるのでしょうか。

【酒井】 引き継いだ時点、それは、新宿事務所で140万超えて、依頼者に「今後対応できないから弁護士事務所を紹介する」というふうに新宿事務所が言って、それで、我々の弁護士が依頼者と話をして、「ベリーベストの方に依頼をしたいです」というふうに依頼者から依頼があった時点ということだと思います。

【谷】 少なくとも、成果物の納品や訴状の納品があったからということで引継ぎがあったという認識はないですよね。

【酒井】 それはございません。

【谷】 その成果物の引継ぎとか訴状の納品を受けていたのは、あくまでもその新宿事務所から引き継がれる依頼者がベリーベストに相談をする、新しく過払い金の返還を相談するときに色々事情聴取をすると思うのですけれども、そのときの参考資料として持っているということであって、そのときに具体的に依頼者の意思を確認して、「ベリーベストさんに過払い金の返還請求を依頼します」ということで初めて事件が引き継がれると、そういう理解でよろしいですか。

【酒井】 はい、そのとおりです。

【谷】 司法書士事務所として広告を出していると。そのときに、140万超えの過払いが出てきて、弁護士と提携をしないと引き継げないんじやないかというようなお話が久保委員の方からありました。司法書士として代理権を超えたということで、自分には代理権がなくなったから辞任をしますということをやった場合、依頼者というのは当然怒りますよね。

【酒井】 はい、怒ると思います。

【谷】 そういうことにならないように、司法書士が代理権を有している信頼できる弁護士を紹介して、その人のところに事件を、依頼者の承諾を当然前提としますけれども、引き継いでもらうということ自体は非難されることでしょうか。

【酒井】 いや、それは推奨されるべきことだと思います。司法書士倫理の33条でもそういう趣旨のことが書かれていますし、委任契約においても、代理権がなくなったからといって直ちに解除するべきではなくて、依頼者が不利益を被らないような配慮をしてから辞任するべきだということは民法にも条項があったと思います。

【谷】 司法書士が140万しか代理権がないという前提の下で、その140万超えの過払い案件がてきたときに、一定の弁護士と関係を築いて、そこに依頼者が希望すれば事件を引き継ぐということ自体は、何も責められるべきことではないということですね。

【酒井】 はい。

【谷】 あと、先ほどワンセット理論のところで、成果物と依頼者というのは結びついているんじゃないかというような話がありました。ベリーベストは、あくまでも成果物の引継ぎと裁判書類の作成の委託をしてもらったことに対して19万8000円を支払っているという理解だと思いますが、それでよろしいでしょうか。

【酒井】 はい、そのとおりです。

【谷】 その成果物の引継ぎ、あるいは裁判書類の作成の委託をするときに、当然、依

頼者というのはくっついてくるものですけれども、その依頼者の紹介を受けたということに関してベリーベストが対価を支払っているという認識はありますか。

【酒井】 ありません。

【谷】 それは先ほど浅野弁護士からの回答で、逆に、依頼者のみ新宿事務所から引き継いで、成果物の引継ぎを何も受けていない場合、ベリーベストとして何もお金を払うつもりはないという回答に表れているということでよろしいでしょうか。

【酒井】 はい、そうです。

【谷】 それから最後に、委員長の方から、公法のところでは、弁護士法27条と、あと職務基本規程13条で、対価を一切支払ってはならないと。紹介の対価については一切支払ってはいけないというふうになっていると。ただ、民事的な話として、あくまでも紹介の対価ではなくて、成果物の引継ぎや裁判書類の作成の対価を支払っているというふうに、本当にそう言い切っていいのかというお話をありましたけれども、ベリーベストの認識としては、今回はその依頼者の紹介を受けたことに対して対価を払っていると、そういうことはないということなのですね。

【酒井】 はい、もちろん。

【谷】 あくまでもその19万8000円というのは、新宿事務所に成果物の引継ぎを受けて、さらに裁判書類の作成の委託をしていると。そのことについての合理的な対価を払っていると、そういうことでよろしいですか。

【酒井】 はい、そうです。

【谷】 懲戒委員からの質問に対しての補足は以上になります。

続けて、別に質問をさせていただきたいと思います。議決書の23ページを御覧いただけますでしょうか。東京弁護士会懲戒委員会の議決書の23ページです。そこでは、上から5行目のところで、新宿事務所から140万超え過払いを引き継いでくれというふうに言われたと。で、ベリーベストとしては、キャパシティーの問題があるかもしれないけれども、できる範囲で対応しようということで受任をするようになったというふうにあります。その後に、成果物の引継ぎ、あと成果物の引継ぎの対価についての話はまだ詰められていなかつたと。さらに、訴状の作成を委託するという話もなかつたと。その次の「ただ、」という段落のところですけれども、このときに新宿事務所はベリーベストに対して、19万8000円でやれるのかどうかという提案をしたというふうに書いてあるんですけれども、新宿事務所から140万超え過払いの引継ぎを受けるときに、新宿事務所からこのよ

うな1件につき19万8000円でどうかみたいなお話というのはあったんでしょうか。

【酒井】 ありません。

【谷】 この19万8000円というのは、どういう文脈の中で話が出てきたのでしょうか。

【酒井】 それは、最初というのは、もうとにかく引き継がないと、年末年始だったこともあったのですけど、依頼者の中には仮払い金時効にかかるちゃう人もいるので、とにかく我々の方で引き継いであげないと依頼者が大変な不利益を被るということで、引継ぎの対価をどうするかとか、そんなことは一切決めずに引継ぎをしました。ただ、引継ぎに当たっては、当然、新宿事務所が作成した引き直し計算データを使わないと、また我々が二度手間でやることになってしまうので、それは使わせていただいて、ただ、新宿事務所が作ったその引き直し計算の電子データというのは、本来、我々が無償でもらえるようなものではないという認識でしたから、どこかのタイミングでこの彼らの業務についての報酬というのを支払う必要が出てくるかもしれないという認識はありました。その後、我々、共同訴状で過払い金の返還請求をやるのですが、この共同訴状を作るマンパワーがどうしても足りなかつたものですから、これを新宿事務所に、ちょっとこのペースで来ると事件を受け切れないという話をしたところ、じゃあ、共同訴状を作るところも新宿事務所の方で対応できるので、それで何とか引受けてほしいということを言われ、その後に引き直し計算データを引き継いで、共同訴状まで作ってもらっているわけだけども、これに対する報酬というのを話す必要があると。ただ、我々から司法書士法人に直接払うと、それは事件の紹介料じゃないかというあらぬ疑念を受けるおそれもあるので、ここはちょっと慎重に考えたいということで、金額、それから直接支払うべきなのか、それとも依頼者と新宿事務所が契約したものを弁護士が依頼者に代わって払うべきなのかとか、その辺りの取決めをしようということで、弁護士法72条、職務基本規程13条の関係もありますので慎重に決めようということで、結構時間をかけて議論してきました。

【浅野】 谷先生、ちょっといいですか。今の酒井が説明した話というのは酒井の陳述書にも詳しく書かれているので、よく読んでいただきたいのですが、今、谷先生から御指摘のあった議決書の23ページですね、この事実経過の流れというのが、これ、明らかにちょっとおかしいというか、悪意を持って書かれているなと思っていて、この順序がおかしいということは審査請求書の51ページから52ページで詳述しておりますので、是非御覧になっていただきたいと思います。

【谷】 先ほどの酒井弁護士の回答を踏まえると、19万8000円というのは、案件の引継ぎを受ける際に新宿事務所から1件19万8000円でやってくれないかという話が出たんじゃなくて、一旦引継ぎを開始したところ、キャパシティーを超えてしまうような状況になったので、成果物の引継ぎを受け、あるいは共同原告用の訴訟作成までやってもらうと。その対価を具体的にどうしようかということを慎重に検討した結果、19万8000円という金額になったと、そういうことでしょうか。

【酒井】 はい、そうです。

【谷】 この19万8000円について、新宿事務所は昔、依頼者との間で、140万超え過払いだということが、引き直し計算の結果、分かった場合に、本人訴訟支援をする前提ですね、訴状の作成までやって19万8000円で清算すると、そういう合意をしていましたよね。

【酒井】 はい、そうです。

【谷】 今回、ベリーベストと新宿事務所との間では、直接の契約によって19万8000円を払うということになっているのですけれども、このような形式に変更した理由というのには何かあるのですか。

【酒井】 元々は、我々がこの司法書士、新宿事務所から引継ぎを受ける以前の話なのですけども、以前も新宿事務所は140万超え案件を5つの法律事務所に引き継いでいまして、当初は、依頼者と新宿事務所の間で、140万円を超えてしまった場合には、それまでの引き直し計算と、それから訴状の作成までをして、それに対する司法書士報酬として19万8000円を頂くという形で依頼者と合意した上で、この19万8000円は、依頼者はまだ過払い金を回収していない段階なので支払えないものですから、事件を引き継ぐ弁護士が依頼者に代わって立替払いをする。それはあくまで新宿事務所と依頼者との間で決定した司法書士報酬を弁護士が立替払いするだけなので、それは紹介料に当たらないという理屈で事件処理を進めていました。最終的には弁護士が過払い金回収して、成功報酬を頂いたタイミングで清算するという形を取っていました。

ただ、それをやっていたところ、貸金業者が依頼者に対して直接、債務不存在確認請求を起こしたり調停を起こしたりして依頼者に接触をして、かつ新宿事務所と依頼者の間の委任契約書を入手して、そこでその依頼者と新宿事務所の間に19万8000円の合意がなされていて、かつ、それをその弁護士事務所が支払っているだろうということを情報を得て、それを、その後の弁護士が、貸金業者に対して訴えた過払い金返還請求事件におい

て非弁提携しているじゃないかということで争点として主張してくるようになり、その結果、その過払い金の回収が遅れるという事態が発生しました。そういうこともあったので、依頼者と契約したものをお弁護士が立替払いするという技巧的なやり方ではなくて、実態は同じなのだから、その成果物、それから訴状を必要としている弁護士事務所が直接新宿事務所に19万8000円を支払うという形に変えるべきではないかということで、我々が参入する前に既にそういう契約書になっていて、私たちも当初は、その依頼者としっかり19万8000円の合意をしてくれと。その上で我々が立替払いするのだったらまだ検討できるのだけどという話はしたのですが、これは過去のそういう経緯があつて変えたので、このやり方でやらせてくれというふうに言われて、我々としても、依頼者が19万8000円を払うのか、弁護士が19万8000円を払うのか、司法書士がやっていることは全く一緒ですから、それが支払う者が替わることによって、正当な司法書士報酬であるものが事件の紹介料に変容するということは論理的におかしいだろうというふうに考えて、新宿事務所の提案に乗ることにいたしました。

【谷】 今のお話を要約しますと、その前後で、元々は依頼者から19万8000円をその成果物を作成するときまでの業務の対価、あと裁判書類を作成するときの業務対価として19万8000円で清算していたと。それをやっていて、弁護士がその19万8000円を払っていたところ、貸金業者が色々妨害工作を仕掛けてくるので、それだったらもう弁護士から直接名実ともに払ってしまえと、そういうことになったということですか。

【酒井】 はい、仰るとおりです。

【谷】 このように前後で、19万8000円を支払う主体というのが、支払う主体というか、支払う義務を負っている主体が、依頼者から引継ぎ先となる弁護士に替わっていくと。そのような状況の下で、19万8000円は、依頼者と合意すれば司法書士に対する報酬清算だけれども、弁護士が支払えば紹介料になるという理論は成り立つかどうか。

【酒井】 いや、成り立たないと思います。

【谷】 少し話を変えます。ベリーベストが新宿事務所から140万超え過払いの引継ぎを受けるようになったときには、依頼者との間では新宿事務所は、お客様の借入れに関する資料の代理取得、あと調査に関しては報酬実費手数料は無料だということを合意書の中に書いていました。これからすると、依頼者との関係では過払い金の調査に関しては何も報酬が取れないということになるかと思うのですけれども、弁護士がそのような状況の

下で19万8000円を払っていたというのは、先ほど、元々依頼者が19万8000円払うという立てつけを弁護士から支払うようにしたということから、依頼者との関係ではお金を請求しないという趣旨でこのような規定になっているという理解でよろしいですか。

【酒井】 そうです。あと付け加えると、いくら依頼者との間で調査無料というふうに司法書士事務所が契約していたとしても、その引き直し計算書の電子データまでをその依頼者に引き渡すことまでは想定しておりませんので、本来、依頼者ですらもらえない引き直し計算データを我々はもらって過払い金の回収をするわけですから、それに対する正当な対価を支払うという意味でも19万8000円を支払う必要はあると考えておりました。

【谷】 要は、その過払い金の調査に関しては無料というのは、過払い金の有無とか金額を報告するところまでは無料だけれども、成果物の引継ぎを当然に受けられるということまで含意しているものではないということですね。

【酒井】 はい、そのとおりです。

【谷】 仮に、新宿事務所の立場で考えて、依頼者から、140万超えの過払いだということで、新宿事務所に対して「それまで作成した業務成果物を無料でよこせ。過払い金の調査までは無料というふうに書いてあるじゃないか」というふうに要求された場合、それは新宿事務所としてはどういう回答をすることになるのでしょうか。

【酒井】 それは、無料でその引き直し計算書を渡してしまう、引き直し計算のデータまで渡してしまったら、タダ働きをさせられた上に、他の弁護士にそれを使ってその後の事件処理をしてもらうことになりますから、要は、司法書士がタダ働きした成果で、他人のふんどしで弁護士が過払い金を回収して報酬をもらうことになりますので、そういうことは、依頼者も、それから引き継ぐ弁護士も、当然想定していないと思います。

【谷】 東京弁護士会の審査期日では、ベリーベストが新宿事務所に直接19万8000円を払うことについて、依頼者に説明をして同意を得てないということが何か問題にされていたようなんですかけれども、先ほど酒井先生からの回答にもあったようですが、19万8000円を払うことについて依頼者に説明が不要だと、同意を得ることはないという理由をもう一度御説明いただいてもよろしいですか。

【酒井】 依頼者と我々の間では過払い金の回収については委任契約を締結しています、それ以外の費用というのは依頼者に対して請求はしておりません。司法書士に支払う

19万8000円というのは、我々が事件処理に当たって必要だと判断して、我々の自己の計算で支払っているものですから、その過払い金の回収の結果、依頼者に請求する報酬のいかんに関わらず、19万8000円というのは我々は新宿事務所に払っているものとして、依頼者にとっては全く利害関係がないと考えておりますから、特にそれを説明する必要もないし、説明をすればかえって混乱を招くだけだと考えておりました。

【谷】 19万8000円の対価の相当性について質問させてもらいます。元々その19万8000円というのは依頼者との間で合意されていたということですけれども、これは新宿事務所が辞任するまでの作成した業務成果物を作成するときの費用、さらに単独原告用の訴状の作成まで行って19万8000円という理解でよろしいですか。

【酒井】 はい、そのとおりです。

【谷】 ベリーベストは、業務成果物の引継ぎと単独原告用の訴状の納品を受けるということ以外に、プラスアルファの業務として共同原告用訴状の作成の委託ということまでやってもらっていましたね。

【酒井】 はい、そうです。

【谷】 それでも対価を19万8000円とした理由は何かあるのでしょうか。

【酒井】 それは、我々の仕事のやり方として共同訴状で対応しておりましたので、単独原告の訴状をいただいただけだと、結局、我々の事務所の方で共同訴状の形に作り直す手間がかかってしまって、かつそれはマンパワー上ちょっとできないということを新宿事務所に申し上げだところ、「共同訴訟のところまで我々の方で対応するので、是非依頼者を救済できないか」というふうに言われて、それであれば金額も変わらないし、19万8000円の金額は変わらないのであれば、それであればいいだろうということで引き受けました。

【谷】 先ほど、共同原告用訴状の作成等、証拠説明書とか全て含みますけれども、そのプラスアルファの業務まで委託して19万8000円だということは、元々新宿事務所が依頼者との間でそれまで作成していた業務成果物等、単独原告用の訴状の作成まで19万8000円というふうに合意していたと。このような事情からすると、紹介見合いの対価が入っているという評価は成り立つのでしょうか。

【酒井】 成り立たないと思います。

【谷】 私からは以上です。

【関】 すみません、代理人の関の方から若干伺います。

先ほどちょっと話に出ていたのですが、乙20号証に司法書士法人の[REDACTED]の広告があります。この広告の20ページ以降に、[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED]つまり、広告料というのは弁護士法人が司法書士法人に対して支払っているということになるようですけれども、このスキームの場合は、司法書士法人が訴状の作成などを何もしなくても広告料を支払うということになりますよね。

【酒井】 はい、そうだと思います。

【関】 このようなスキームについて、その所属弁護士会が処分をしているかどうかというの御存じですか。

【酒井】 いえ、私の知る限り、処分をされてはいないと思います。

【関】 本来これは対立当事者である東京弁護士会に聞くべきことなのですが、この審理に出席していないので、当事者である本人に伺わざるを得ないという前提なのですけれども、士業の連携が法令上想定される中で似たようなスキームが色々あると思うのですけれども、何がよくて、何が駄目なのかというのが私の方ではよく分からぬのですが、この点について当事者としてお分かりになるでしょうか。

【酒井】 いえ、分かりません。抽象的な規範しかない中で、何をすると違法で、何をしたら違法ではないのかが全く判然とせず、恣意的な処分をしているように感じられます。個人的に、本件については狙い撃ちされたというふうに思っています。

【関】 先ほど公法というお話が懲戒委員会の方からあったと思うんですが……。

【久保委員】 懲戒委員会じゃなくて、委員長から。

【関】 あ、すみません、委員長。失礼しました。委員長の方からあったと思うのですけれども、公法の世界というのは、行政法規などですけれども、多くの場合、刑事罰を伴うものであり、公法で一番重要なのはやはり明確性、つまり罪刑法定主義など皆さんの親しみのある言葉で言えば、事前に何をしたら大丈夫で、何をしたら駄目なのかということが国民にとって明確であるということが、何よりも事前予測可能性の意味で極めて重要という中で、今、何が駄目で、何が駄目じゃないのかが抽象的で分からぬとか、狙い撃ちされたと思っているというようなお話がありましたけれども、今回の場合、何らその是正指導などもないままに非常に重い6か月の業務停止という処分がされたということだと思うのですけれども、このような東京弁護士会の対応についてどのように思われますか。

【酒井】 士業の連携については当然に想定されることですから、何がよくて、何が駄目なのかということのガイドラインというはあるべきですし、それがないと非常に業務を進める上で不安です。そういう中で、我々を見せしめ的に処分するということはあってはならないことだと思っています。

【関】 以上です。

【谷】 委員長、これから代理人と審査請求人本人の意見陳述をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

【高委員長】 分かりました。その前に審査請求法人の組織構成について確認させてください。確認しますが、名称が、審査請求法人は弁護士法人ベリーベスト法律事務所ですね。

【酒井】 はい。

【高委員長】 主たる事務所が、従前はベリーベスト法律事務所でしたけども、去年の3月12日ですか、主たる事務所がベリーベスト虎ノ門法律事務所に、名前が。

【酒井】 一昨年の10月15だと思います。

【高委員長】 あ、そうですか。

【浅野】 登記簿を見ていただければ分かると思いますけれども、一昨年の懲戒委員会の審査期日の少し後だったと思います。

【高委員長】 分かりました。

【浅野】 議決よりは前です。

【高委員長】 議決より前ですか。

【浅野】 はい。

【高委員長】 主たる事務所がベリーベスト虎ノ門法律事務所に変わったと。で、現在はお二人が業務執行社員ですか。

【酒井】 はい、そのとおりです。

【高委員長】 で、もう1人、弁護士さんがおられると。もういないのかな。

【酒井】 はい、そのとおりです。

【高委員長】 そうですね。

【酒井】 はい。

【高委員長】 それで、懲戒請求があった当時の法人は、全国に27か所の従たる事務所があったと。それぐらいあったわけですね。どうでしょう。

【酒井】 27か所あったかな。

【浅野】 どのタイミングのことを仰っていますか。

【高委員長】 懲戒請求が起きる前。

【酒井】 ちょっと27個あったかどうかというのは……。

【高委員長】 全国にはあったと。

【酒井】 ありました。

【高委員長】 ありましたね。

【酒井】 はい、たくさんありました。

【高委員長】 たくさんありましたね。で、懲戒請求の途中で従たる事務所はお閉めになったと。

【酒井】 はい、そうです。

【高委員長】 そうですね。で、弁護士もいなくなつたと。

【酒井】 そうです。

【高委員長】 ただ、この懲戒請求は法人全体に対する、従たる事務所も含む懲戒請求だったので、規定上、抹消はできないんだよね。

【酒井】 はい。退会ができません。

【高委員長】 できないね。

【酒井】 はい。

【高委員長】 で、原処分のあった日に従たる事務所は全部登記上も閉めたと。

【酒井】 そうです。

【高委員長】 登録抹消したのですね。

【酒井】 そうです。

【高委員長】 そういうことですね。はい、分かりました。

それで、二弁にアルファベットの弁護士法人 V E R Y B E S T ができまして、これは懲戒請求中にできたのですかね。

【酒井】 そうですね。鈴木さんの懲戒請求の後で、かつ会請求の前です。

【高委員長】 その二弁の V E R Y B E S T に従たる事務所とか、そこにいた弁護士さんたちを全部事業譲渡したのですか。

【酒井】 いえ、違います。それは、若佐というのが大阪の当時支店長をやっていたのですけれども……。

【高委員長】 代表社員ね。

【酒井】 はい。それとあと支店の弁護士たち全員の、若佐が支店の弁護士全員の同意を得て新しい弁護士法人を立ち上げて、そちらで賃貸借契約も新たにそのオーナーと結び直してという形でやっています。

【高委員長】 前のやつを終了させて、新たに結んだ。

【酒井】 はい。

【高委員長】 分かりました。

それともう一つ、一弁にもベリーベスト弁護士法人ってできましたよね。

【酒井】 はい。

【高委員長】 これはどういう関係なのですか。

【酒井】 これは萩原達也という弁護士の弁護士法人になりまして、彼は私と浅野で共同代表でずっとやってきたのですけれども、個人的な話になるのですけど、萩原達也は私の高校の同級生で、我々もゼミも一緒に、司法試験の合格も同じで、同期で、親友なのです。彼が2013年に我々の事務所に入ってきて、最初に大阪オフィスの立て直しをやってもらって、次に名古屋オフィスの立て直しをやってもらって、それでいいよ東京に戻ってくるという段階で、我々の事務所も規模がかなり大きくなっていたですから、3人でマネジメントをしていこうという話をしております。ただ、私と浅野の弁護士法人というのは結構もうその時点で規模が大きくなっていて、萩原が新たに出資者として参画するにはちょっと金額的に彼の出せる金額ではなかったですから、萩原自身に自分の弁護士法人を作ってもらって、代表として参画してもらったという形になります。

【高委員長】 だから、本件の審査請求法人と、一弁と二弁にあるのですけど、名称がよく似ているので、私、よく分からるのは誤認混同というのですか、等を避けるために、全然違う名称で作るというような考えはなかったのですか。

【酒井】 それぞれベリーベスト法律事務所の中の弁護士法人で、我々もベリーベストの名前を使っていいということを許諾していますし……。

【高委員長】 もちろん、もちろん、当事者間ではね。当事者間ではそうですけども。

【浅野】 我々一体で、3法人一体で一つの屋号でやっていましたので、なるべく似ていた名前の方が依頼者にとっても違和感ないだろうし、それからあと、我々が参考にしたのは、日本で一番大きい西村あさひ法律事務所なのですね。あそここの事務所は、元々はパートナー同士の組合の契約でやっていた事務所ですけども、事務所の中に弁護士法人が2

つあるのですよ。おそらく多分、組合の生身の人間と弁護士法人2つが組合契約を結んでいるのだと思うのですけれども、その中で西村あさひ法律事務所という事務所なのですが、弁護士法人西村あさひ法律事務所というのと、弁護士法人NISHIMURA & ASAHIという横文字の事務所名があって、はっきり言ってちょっと真似させてもらいました。

【高委員長】 分かりました。

今度、お二人のことですけども、お二方は元々代表社員でしたけども、処分を受けて一旦法定脱退したのですよね。

【酒井】 はい、そうです。

【高委員長】 で、業務停止期間が終了して、また社員になって今いらっしゃると。

【酒井】 はい。

【高委員長】 ということは、私の推測ですけども、審査請求法人は形だけ残っているのは、この審査請求を遂行するために存在しているというような理解でいいのですか。

【酒井】 いや、そこは実は……。

【浅野】 いや、それはそんなことないです。私も今のこの審査請求法人の中で弁護士業務やっていますから、それはちょっと失礼じゃないでしょうかね。

【高委員長】 なるほど、なるほど。そしてまた復活してばーっと大きくなっていくということですか。これが終わったら。今までほら、登記抹消できなかつたけども、終われば抹消、従たる事務所を閉めたように、主たる事務所も法人そのものもお閉めになるのかなと。そうじゃないのですね。

【酒井】 いえ、閉めるつもりはないです。

【高委員長】 なるほど。はい、分かりました。

それじゃ、代理人御本人、御意見を述べてください。

【酒井】 ちょっと書類の方を各委員の方に配らせていただきたいと思います。

【高委員長】 はい。事務局に渡せば事務局配りますから、事務員に渡してください。

(資料配付)

【高委員長】 どうぞ、意見を述べてください。

【谷】 はい。まず、代理人の谷の方から意見陳述をさせていただきます。もう各委員の方々には本件の争点というのは御理解のこととは思いますが……。

【高委員長】 はい。これを全部、今から朗読するのですか。

【谷】 いや、朗読というよりは……。

【高委員長】 できるだけ、主張はもう十分理解していますので、要領よくお願いします。

【谷】 本件で問われているのは、新宿事務所から140万過払いの引継ぎを受けたベリーベストにおいて、業務成果物の引継ぎを受けて、裁判書類の作成業務を委託する対価として19万8000円を払ったことというのが、司法書士に対する報酬清算として適法なのか、あるいは紹介料の支払いとして違法なのかという点だと思っています。

東京弁護士会は紹介料の支払いだというふうにしましたが、本件の事実関係に照らしてこの19万8000円を紹介料というふうに認定することは明らかに間違います。

司法制度改革では、司法書士というのは、訴額は140万以下の範囲で代理権を持っているということになっています。代理権超えの事件に関しては弁護士への引継ぎというのが当然に生じることになります。この場合に、司法書士の代理権超えが生じた場合に、いかにして隣接士業が依頼者のために協働すべきかという、司法書士あるいは弁護士業界のみならず、司法サービスの利用者である市民が重大な関心を持っているということを本件の審査事件では取り扱うものだということを念頭に置いていただきたいと思います。そのため、この件を検討するに当たっては、どうすれば司法サービスの利用者である市民の利益になるのかという視点が欠かせないというふうに考えます。

ただ、東京弁護士会は、司法書士と弁護士との仕事の奪い合いの中で、迅速にできるだけ多く過払い金の回収をしたいという依頼者の利益を図るために、ベリーベストと新宿事務所は協働したのですが、あくまでもベリーベストを是が非でも懲戒にしようという結論ありきで、紹介料だという無理筋な認定をしたというふうに我々は受け止めています。そこにあるのは、士業間の職域争いにきゅうきゅうとするあまり、司法制度改革を受けて司法書士と協働して市民のためによりよいリーガルサービスを提供しようとする革新的な勢力を牽制しようとする弁護士会の姿であって、市民の利益を図ろうという弁護士会の姿ではないというふうに思っています。

日弁連の懲戒委員会におかれでは、19万8000円というのは、本件の事実関係に照らして、また、何が依頼者の利益になるのかという観点から、公正な判断をしていただきたいというふうに思っています。

19万8000円を紹介料というふうに認定するのが誤りであるということに関しては、書面で書かせていただいたとおりですので、割愛をさせていただきます。

司法制度改革との関係について申し上げたいと思います。

司法制度改革においては、司法書士に訴額140万の範囲で簡裁の代理権を付与しました。それはあくまでも、後になって代理権超えがあるということが判明して司法書士が辞任を余儀なくされるという事態が生じるという、そういう副作用を持っているものだと受け止められます。国民の利便性を向上させるという目的で考えれば、代理権超えで司法書士が辞任をせざるを得ないという場合にも、弁護士に事件が円滑に引き継がれるようになるということが求められると思います。司法書士が代理権超えになったからあとは知らないということで済まされるわけではなくて、引継ぎ先となる信頼できる弁護士を予め用意して、その弁護士を紹介して、依頼者が同意すればその事件を引き継ぐ体制を整えるということは、サービス業として当然に求められる姿だと思います。

この場面で、弁護士が司法書士からそれまで作成した業務成果物を引き継いで、司法書士が適法に行うことができる業務の助力を得るということに関しては、隣接士業が協働して依頼者の利益を実現するという観点から非常に重要な問題だと考えられます。この際の、本件で言えば19万8000円になりますけれども、業務成果物の引継ぎ、あるいは引継ぎに伴って司法書士に委託する対価、これを清算したときにその金額が安易に紹介料だとうふうにみなされてしまうと、司法書士から弁護士に事件が円滑に引き継がれなくなってしまって、ひいては司法サービスの利用者である市民の利益が害されるということになります。私が強調したいのは、弁護士法72条や27条、あと職務基本規程の13条というのを持ち出して、司法書士から弁護士への事件の引継ぎに伴う対価の支払いというのを威嚇して両者の分断を図るというのは、隣接士業同士が協働して市民に良質なリーガルサービスを提供するという観点からいえば、何も依頼者の利益になっていないということです。そのようなことをするとしたら、それは弁護士の職域確保のためにやっているという非難を免れないものであって、国民の支持を到底得られるものではないというふうに考えます。

平成14年の司法書士法改正があって以降、早くも20年近くがたちますが、そのために日弁連と日司連が協働して事件が弁護士に引き継がれるようにするためにガイドラインの策定作業というのは、一向に進んでいません。そのようなガイドラインがないために、外部の弁護士の意見も聞いて本件の19万8000円は紹介料に該当しないというふうに考えたペリーベストを、この19万8000円は紹介料だというふうにこじつけて、一罰百戒のために見せしめにして、司法書士との提携に対する抑止的効果を狙うということは、東京弁護士会や日弁連がやるべきことだとは思いません。本件の事実関係の下では、成果

物の引継ぎと裁判書類の委託の対価として19万8000円というのは元々依頼者との間で合意されていた金額ですから、これが不相当に過大という事情はありません。したがって、これを紹介料というふうにみなすこと自体、重大な誤りだというふうに思います。

本件の審査では、このような事案でこの19万8000円が紹介料だというふうに判断すること自体が、司法書士と弁護士の協働に対する重大な萎縮的効果を及ぼすもので、司法制度改革の趣旨にもとる経過になりかねないということを肝に銘じていただきたいと思います。

その次に、東京司法書士会でこの19万8000円の支払いに関しては新宿事務所が懲戒にかけられていますけれども、東京弁護士会は、ベリーベストが新宿事務所に払った19万8000円は紹介料だと言い、片や東京司法書士会では、これは紹介料の支払いには当たらないというふうに認定をしました。その支払いを行ったのがどちらかというサイドから見ているだけの事件が違うだけですけれども、事実関係は共通しています。片や東京司法書士会は白としているのに、東京弁護士会は黒というふうに言いました。

この結論のアンバランスというのは何から由来するものかと。勘ぐるに、東京司法書士会は、司法書士の職域拡大に積極的だから、その申し子とも言える新宿事務所を擁護したけれども、東京弁護士会は、司法書士の職域拡大には反対だから、新宿事務所の代理権超えの案件の引継ぎに協力して利敵行為に走ったベリーベストを懲らしめたと、そういう勘ぐりも成り立たないではありません。

疊りのない目で本件事実関係を見ていただければ、19万8000円というのが紹介料の支払いではないという結論に容易に至るはずだと思います。日弁連においては、東京弁護士会が不当な意図の下に行った懲戒処分を速やかに是正していただきたいと思っています。

次に、弁護士自治との関係というのを申し上げたいと思います。

弁護士懲戒制度というのは、公の権能であって、弁護士自治の根幹をなすものです。これはあくまでも適正に弁護士会が行使をするということが要求されるものです。

しかし、東京弁護士会の綱紀委員会、それから懲戒委員会の議決の認定と判断というのは極めて杜撰、かつ恣意的で、審査請求人らを懲戒にせんがための結論ありきの認定をしました。東京弁護士会は、明らかに審査請求人らを懲戒すべきでない事案であるにもかかわらず、何らかの悪意を持って不当な懲戒処分をしたものと言わざるを得ません。これは、弁護士自治権を濫用して不適正な行使をした悪しき先例として歴史に汚点を残すものだと

いうふうに考えます。

弁護士会においては、弁護士自治というのは、適正に行使をするからこそ国民から負託されて弁護士会・日弁連の手に委ねられているということを、いま一度想起していただきたいと思います。弁護士自治権の濫用と不適正な行使というのは、弁護士自治を根本から破壊する事態というのを招きかねないということを申し上げたいと思います。

日弁連が今回、東京弁護士会のした不当な処分を取り消し、日弁連において自浄能力を示せるかどうかというのを広く社会が見ているということを申し上げたいと思います。

それから、審査請求人は、今回、大量の書面を出させていただきましたけれども、審査請求書についてはもちろん、懲戒委員会、あと綱紀委員会に出した書面も含めて、これらは全てお読みいただきたいと思います。

また、証拠については、審査請求人の酒井弁護士が審乙4号証として提出した陳述書というのも本件の事案をよく分かる資料になっていますので、こちらも熟読をしていただきたいと思います。

それのみならず、今回、本件については、著名な学者あるいは弁護士から、審査請求人の見解、それは19万8000円が紹介料に当たらないということを支持する意見書というのが多数出されています。例えば、懲戒乙5号証では元最高裁判事である[REDACTED]弁護士が、具体的な事実関係を踏まえて、本件の19万8000円の支払いというのは紹介料としては認められないという意見を述べられました。また、司法制度改革に基づく隣接士業との協働の観点をもって慎重に本件を判断すべきだというふうに警鐘を鳴らしておられるところです。

このような隣接士業との協働を推進する観点から、弁護士法27条、あと職務基本規程13条1項を柔軟に解釈していくべきだということに関しては、司法制度改革がなされる前夜から多くの弁護士や学者というのが指摘をしているところで、それらに関する論文というのも本件では証拠として出させていただきました。

また、審乙23号証で、民法学者である平野裕之慶應義塾大学法科大学院教授が、今回、東京弁護士会懲戒委員会が19万8000円を紹介料というふうにした議決書の論理構成というのは、民法解釈としてはもう破綻しているということを明確に指摘された上で、本件の具体的な事実関係に照らせば19万8000円の支払いというのは紹介料と到底目されるものではないと、この点も明確な意見を述べられています。

また、審乙7号証の2では、スティーブン・ギブンズ外国法事務弁護士・上智大学教授

というのが、アメリカの弁護士倫理のルールを引き合いに、本件の19万8000円の支払いというのが紹介料になるということではないと。これは司法書士に対する適正な報酬の清算であるということを述べられています。また、本件の代理人を務めている行政法学者の阿部泰隆神戸大学名誉教授は、行政法の見地から、本件を「品位を失うべき非行」に当たるとして懲戒処分にするのは誤りだというふうに言われています。

審乙19号証では、刑法学者である西原春夫早稲田大学名誉教授が、今回、東京弁護士会懲戒委員会の議決が取っている解釈というのは、全く予測可能性のない新たな規範を定立したもので、そのような不意打ち的な制裁を加えたということは罪刑法定主義の観点からも問題があるのではないかという問題提起をされています。

これらの著名な学者や弁護士が意見を述べられているとおり、東京弁護士会がした懲戒処分というのは重大な問題があって、直ちに取り消されるべきものだというふうに確信をしています。

私から申し上げたいのは、日弁連の懲戒委員会の皆様におかれまして、審査請求人らが提出した主張と証拠というのを十分に御検討いただきて、公明正大に審査を遂げて、正義にかなう結論を出していただきたいと思っています。

私からは以上です。

【高委員長】 はい、どうぞ。

【阿部】 座ってよろしいのですか。

【高委員長】 どうぞ。

【阿部】 代理人、阿部泰隆です。今お配りしたものの「口頭意見陳述 阿部」と書いてあるものです。これは本件審査請求書の第3に詳しく述べてあるのですが、紙2枚ぐらいでポイントだけ申し上げますので、審査請求書全体をよくお読みいただければ助かります。

それで、本件の主たる争点は、もう何度も、今日、中心で議論になりましたが、19万8000円の支払い、これが非弁提携の謝礼なのかというので、弁護士法27条あるいは弁護士職務基本規程13条に違反するかどうかということですが、皆さんそこだけ議論されていて、その結果、「品位を失うべき非行」に当たるかどうかを議論されていません。弁護士法では56条で懲戒処分の要件は「品位を失うべき非行」に当たるかどうかということであり、また、それに当たるとした場合に、懲戒処分の重さ、量定をどのぐらいするかということが争点になるわけですが、そこも全然、今日議論されていません。それで、

何々法に違反した、直ちに懲戒処分するという制度ではないと。これ、違反した結果、「品位を失うべき非行」に当たるかということが争点になっているのです。

それで、この点で東京弁護士会の懲戒委員会と審査請求人の間で法的な意見が対立しているわけです。さっきからの審理でも、審査請求人のやった19万8000円の支払い、これが違法かどうかについて本当に微妙であり、委員長も本当は悩ましいと思っておられるんじゃないかという感じのする発言がありました。ところが、東弁は、審査請求人の解釈を「品位を失うべき非行」と断定してしまったわけです。では、東弁の解釈がこの日弁連で、さらには裁判所において誤りとされた場合には、東弁の懲戒委員会の弁護士は「非行」を犯したとして懲戒処分を受けるべきか、あるいは日弁連、ここの席でこの審査請求をもし棄却された後で裁判所で審査請求人が勝訴した場合、ここにおられる弁護士の懲戒委員の先生は「非行」を犯したことになるのか。

皆さんは同意されますか。まさか、自分は信念に従って事実認定と法解釈を行ったのであり、「非行」になるわけがないと当然反論されると思います。でも、それならば、審査請求人の解釈はなぜ「非行」でしょうか。なぜ「品位を失う」のでしょうか。審査請求人が荒唐無稽な解釈を行っていたのなら、へ理屈をこねてこじつけているならば、もちろん「非行」でしょうけども、そうじゃなくて、審査請求人の先ほどからの説明は非常に丁寧です。反対意見が仮にあるとしても、相当、十分に合理的です。しかも、審査請求人はこの制度を作るときに、勝手に決めたのではなくて、信頼できる先輩の弁護士の意見も聞いたり、多方面の調査をしたりして組み立てたわけです。それは、先ほどからの審査請求人の説明から明らかです。

しかも、先ほど谷弁護士が言われましたが、本件でも多数の意見書が出ていますが、それぞれ立派な先生が丁寧に書いていて、これ、審査請求人を守るためにへ理屈をこねてというような文章とは思いません。法律論ですから意見の違いはあるでしょうけども、へ理屈をこねているんじゃない、審査請求人の解釈は支持されるということを説明しています。しかも、東弁の原議決48ページでは、審査請求人主張にも首肯できるところが少ないと書いてあるんですね。そんなね、意見は分かれるかも知らんが、お前の言うことはかなりもつともだなと言いながら6か月の懲戒処分をするなんていうことは、むちゃくちゃもいいところ。もっともじゃない、物すごくむちゃくちゃなことをやっているのだと断定できて初めて懲戒処分をするということをしないといけません。それは先ほど予測可能性という言い方でもありましたけど、「品位を失うべき非行」ということからもそのよ

うに解釈されるわけです。

だから、先ほど主査から色々質問されて審査請求人は答えましたが、そこでも審査請求人の……。

【高委員長】 すみません、そろそろまとめに入っていますか。

【阿部】 あ、もうちょっと……はい。回答はへ理屈をこねているんじゃなくて、もつともな言い方だと思います。じゃあ、もうちょっと。だから、法解釈や事実認定において意見が異なることは少なくありませんが、それは「非行」扱いにされていません。そうすると、仮に日弁連が審査請求人の解釈を採用しないとしても、それは「非行」ではないので、懲戒処分は取り消されなければならないのです。

「非行」扱いにするのは、このような見解が分かれる案件ではなく、大部分の弁護士がやってはいけないと理解しているコアの部分に限るべきです。このような周辺の案件は、仮に許されないとの意見があつても、きちんと議論して、合理的なルールを先につくってから、さつきガイドラインと言われましたが、そういうものを作つてから処分すべきです。今回の懲戒処分は、懲戒処分権の濫用です。

もしそうではなくて、本件懲戒処分を維持されるのであれば、我々は裁判所を説得して、勝訴した暁には、懲戒委員の弁護士は「非行」を犯したとして懲戒請求することになります。そのときは「非行」ではないという反論をされるとすれば、矛盾であることを御承知ください。

これで本来終わるのですが、この弁護士法は行政法規であるのに、みんな行政法と理解してつくった制度で、一審省略の手続、権利救済の手続であるのに、東弁は出てこなくて、委員から質問が出てきて、まるで検事の取調べに近い手続になっている。そういうことはいけませんから、十分な審理をお願いしたいと思います。

以上です。

【辻】 代理人の辻です。今回の懲戒処分が手続の上からも違法であり、取り消されるべきものであることについて、以下、私の方が意見を述べます。公開の観点から5分ほどは時間をいただきます。

会立件がなされたという重さ。

東京弁護士会が行った本件懲戒処分は、一般人誰でもが行うことができる弁護士法58条1項の懲戒請求と、弁護士会が独自に行うことができる会立件を受けて出された処分です。会立件というのは、弁護士会自らが進んで会員の処分を求めるわけですから、普通は

相当な根拠があり、その結果として処分は間違いなく業務停止以上となります。本件でも、会立件されたという事実が原懲戒委員会に対する無言の圧力になったはずです。本件の1項懲戒請求は、ベリーベストに産業スパイもどきの人物を潜り込ませて機密を抜き取らせ、東京弁護士会及び神奈川県弁護士会に一斉に懲戒を求めるというとんでもない請求ではありましたが、会立件という重さが、このとんでもなさに目をつむらせてしまったのです。

会立件は違法。

東弁の今回の会立件は文句なしに違法です。なぜか。それは弁護士法58条2項に明確に違反した立件だからです。

まず、今回の会立件は、東京の非弁提携委員会によるベリーベストに対する事情聴取から全てが始まっています。このとき東弁は、ベリーベストに対し、非弁防止会規の条項を示して、これを根拠に自分たちの調査に協力してもらう義務があると殊さら強調して調査に応じさせました。その上でベリーベストから資料や供述を取り、これを基に会立件が行されました。

しかし、弁護士法58条2項は、弁護士会が会員について懲戒事由があると思ったときは、弁護士会の独立委員会である綱紀委員会に調査させなければならないと規定しています。他の委員会に調査させて懲戒を求めるなどは、綱紀委員会の独立した判断の侵害であり、手続の違法そのものです。

日弁連調査室が出している懲戒手続のバイブル本『弁護士懲戒手続の研究と実務』では、東弁が調査協力義務の根拠として掲げた非弁防止会規について、この会規が定める調査協力義務というものは、「懲戒請求を目的とするものでないことから許容されるものである」と明確に述べています。つまり、綱紀委員会以外の委員会が会員に調査協力義務を負わせて取り調べ、これを基に会立件するなどというのは日弁連自体が明確に禁止しているのです。にもかかわらず、東弁はこれに違反し、今回、立件、処分したのです。人権感覚が麻痺しています。

さらに、ベリーベストが、東弁から非弁防止会規6条の非弁提携行為の疑いがあるとして調査された発端自体も違法です。同条に基づき調査できる非弁提携行為の対象事件というのは、「多重債務者」の紹介事件です。今回の調査対象になった女性依頼者は全く多重債務者ではありません。月7800円程度の返済を行っている貸金業者が1社あったのみでした。その上で、かつて昔取引があった金融機関に過払い請求を求めるという人です。誰が見ても、この者は多重債務者ではない。したがって、東弁はベリーベストに対して調

査をしてはならなかつたのです。

さらなる手続違法は、東弁がいきなり会立件に及んだことです。東弁が調査を行った結果できることとして非弁防止会規が定めているのは、立件ではありません。できるのは是正措置だけです。本件で東弁が新宿事務所への支払いがよろしくないと考えたのであれば、ベリーベストに説明して是正措置を行えばそれで足りた。それにもかかわらず、東弁はそうした前処理を一切行わず、問答無用の会立件、そして業務停止にしたのです。ベリーベストは一罰百戒、見せしめの対象にされました。

しかも、今回、会立件がなされた時期というのは、先に述べた1項請求である例のスパイ案件による懲戒請求事件が綱紀委員会に係属して1年以上も経過した時期でした。そして、東弁の行った会立件というのは、スパイ案件の一部の争点と完全にダブっていました。

このように懲戒手続が既に進行している場合、綱紀委員会の判断の独立性を守るため、弁護士会は、調査、会立件などの指導監督権の行使を差し控えなければなりません。このことは、先ほどの日弁連調査室のバイブル本にも明確に記載されています。

ところが、東弁は、非弁防止会規に基づく調査を行い……。

【高委員長】 すみません、そろそろまとめていただけますか。

【辻】 はい。

さらには、同じ争点についての会立件をした。それは東弁としての確固たる意思を綱紀委員会に伝えること以外の何物でもなく、綱紀委員会や懲戒委員会の独立性などは問題にもしていません。これが本件処分の現実です。

ベリーベストは、本件懲戒処分の手続の違法・不当を審査請求書の別文書として日弁連に提出していますが、挙げられる違法の論点はこれまで述べたものに限らず、重要なものだけでも合計9個あります。原弁護士会の段階では検討されていなかった新たな重大な論点も含みますので、逃げることなく応答されることを要請いたします。

日弁連はどうするのか。

本件懲戒委員会は、ベリーベストが重要と指摘した本件懲戒手続の違法については沈黙しようとしています。なぜならば、本委員会からベリーベストに対し、本審査期日前において送られてきた質問書ではこれらの手続違法には全く触れてないからです。しかしながら、行政の手続違法はそれ自体で処分取消しの事由になることは最高裁が明確に認めています。本件処分は、1項請求も含めて懲戒機関の独立性が侵害された処分です。

本委員会において原弁護士会の不正義を許さないため、本件処分を取り消されるように

切に期待しています。

私は以上です。

【関】 すみません、代理人の関……。

【高委員長】 まだやるのですか。あと何分ですか。もうそろそろ切り上げてくれます?

【関】 じゃあ、ちょっと1つ先に言わせていただいてよろしいでしょうか。

【高委員長】 はい、どうぞ。

【関】 この手続自体が、これからお話ししますけれども、一審省略、つまり地方裁判所の行政部に対して不服を申し立てられないのです、我々は。つまり、本来は一審、地方裁判所の手続に相当する手續をしていかなければいけないのに、今こうやってすごく時間をせかされて、言いたいことも言えない状況なのです。ですから、もし急いで言えということだったら、続行期日を設けていただきたいです。

【高委員長】 続行期日は設けません。

【関】 だったらお話しさせてください。

【高委員長】 いやいや、もう十分お聞きしました。書面もたくさんもらっていますから。

【関】 いや、でも、でも、ちゃんと聞いていただきたいです。私は、じゃ、ちょっとお話しさせてください。

【高委員長】 書面でたくさんいただいているので。

【関】 うん、でも、それでも。

【高委員長】 十分読んでおりますから。

【関】 それでも。

【高委員長】 90分の時間はもう過ぎて……。

【関】 分かりますけど、聞いている方もいらっしゃるので。

【浅野】 相当な超過時間を委員会側に差し上げたと思いますよ。

【高委員長】 何の話? もう一遍言ってください。

【浅野】 先ほどの質問のときにも、相当なロストライムを委員会側に差し上げたと思いますし、我々の時間をいただいてからも介入されて何分も時間を取られたじゃないですか。

【丸山】 どっちみち、もうそうかかりませんから。

【高委員長】 じゃあ、簡単にお願いします。

【丸山】 私も最後に。

【関】 はい。

【高委員長】 じゃあ、最後ね。簡単にお願いします。

【関】 まず、

弁護士会の懲戒手続については、消極的なうわさを聞いたことはありましたけれども、直接関与するのは今回が初めてでした。今回関与して、非常に驚いております。

2ページ目に行っていただきまして、この口頭審理手続自体が問題だと思っておりますので、まず手続的な話をしますけれども、日弁連の審査請求手続は、本来は一般の審査請求よりもはるかに充実していかなければならぬばかりでなく、地方裁判所の取消訴訟よりも人権に配慮した適正手続が確保されていかなければなりません。なぜならば、弁護士法61条が審査請求前置を定めるとともに一審を高等裁判所にするという三審制の大きな例外を設けているからです。加えて、対象となる行為は弁護士に対する懲戒処分という、職業選択の自由ないし営業の自由の侵害に直結する重大な行政処分だからです。そして、このような例外が設けられている理由は、言うまでもなく、日弁連が弁護士という法律の専門家から成る人権擁護団体であり、裁判所の一審の審理よりもはるかに入権に配慮した適正かつ公正な手続を取ると当然に予定されているからに他なりません。

ところが、この審査請求手続は、地裁の審理どころが、通常の一般の審査請求と比較してもはるかに劣る、常軌を逸した旧態依然とした手続になっています。具体的には、審査庁が審査請求人に大量の質問を投げかけることが基本的なスタイルという、いわゆる糾問主義的な手続であって、審査請求人は罪人のように扱われ、最初に間違えて弁護人とか仰った方がいましたが、そのぐらいの扱われ方になっているので間違えてしまうと。手続は対審構造にすらなっておらず、審査請求や訴訟で当然に行われる双方当事者の書面の応酬もなければ……。

【高委員長】 まだ続きますか。そろそろまとめていただけます？ その内容はもう事前にお出しになっている書面に書いてあって、読んでいますから、もう。

【関】 分かりました。ただ、1つ確認したいのは、私たちは原弁護士会に質問したいことがたくさんあり、事前にも書面でたくさん送らせていただきました。

【高委員長】 それは書面で回答しましたように……。

【関】 それは、原弁護士会の手続の違法をつまびらかにする上で処分庁が明らかにするというのは当然の義務であるのに、処分庁が全く答えていない。これは逆に、審査庁の判断をも曇らせてしまうと私たちは危惧しています。もしそうでないというのならば、是非公正な手続・審理・判断をお願いしたいと心から願います。

そして、じゃあ、ちょっと飛ばしまして4ページ目に行きますが、これについては、本件の本質が行政法的に後進的な団体による法の解釈適用であり、審査請求人らがその犠牲者であるという点について、懲戒処分についての問題点を若干述べます。本件は、他士業との連携において、支払われた対価が紹介料であると認定されたという事案です。

その問題点ですが、①第1に、そもそも日弁連及び弁護士会ですが、いかなる行為が法令に抵触するのかに関する処分基準を策定していません。弁護士法の抽象的な定めの下、様々な解釈が可能であるにもかかわらず、弁護士会は是正指導なども一切行わず、いきなり行政処分を行いました。国民の権利義務に関わる法規範は法律で明確に定められる必要があるところ、本来、国民に法適用の予測可能性を持たせるとともに、いかなる場合には行政処分が行われるのかを、行政庁があらかじめ処分基準として明確にしておくことが重要です。弁護士の先人の努力により、平成5年に行政手続法が施行されました。行政手続法において、処分基準の策定は努力義務とされていますけれども、でも、大半の処分庁が処分基準を作っています。私も少し安心したのは、懲戒委員会の中に行政法の専門の先生もいらっしゃいますので、是非その先生の御意見にも耳を傾けていただきたい。この点について全く異論ないと想いますので、よろしくお願ひしたいと思います。そして、このような処分基準がないと何が起きるかというと、一般の会員にはどういう場合処分がされるか分からぬので、萎縮的な効果が生じます。このような不意打ちを自ら行なうこと、不明確かつ広範な規制で罪刑法定主義に反するなどと日弁連が日常的に発している多数の声明や決議と大きく矛盾するものです。

第2に、これも処分基準と同じ問題ですけれども、日弁連は、他士業において適法に訴訟代理権等が認められる他士業から弁護士への業務の引継ぎや連携が当然に予想される状況にあるにもかかわらず、その連携について何らのガイドライン等を策定していませんでした。委任契約に基づいて司法書士が実際に法令で……。

【高委員長】 あとどれくらい続けますか。

【関】 あ、もう今、5ページ目を読んでおります。

【高委員長】 すみません、代理人、もうそろそろまとめてもらえますか。

【関】 はい。今もう5ページ目を読んでおります。

【高委員長】 はい。

【関】 最終ページを読んでおります。5ページ目の②を読んでおります。ガイドラインを策定してきました。委託契約に基づき司法書士が実際に法令で定められた範囲内で業務を行った行為を三百代言と同様に扱うということは、法令上の制度設計にそぐわない解釈であり、司法書士会の解釈とも全く相入れないものです。

最終的に我々が申し上げたいのは、まず、このようなことを規制したいということであれば、司法書士に法定代理権を認めないように日弁連がしっかり立法活動すべきだった。そのツケを当事者に負わせるのはおかしいですし、もうこのように法律で司法書士が簡裁の代理権を持っている、そして法務事務もできる中で、業務の引継ぎについて禁止事項を事前に明確にさせるべきでした。このようなことをしないで一部の会員を突然処分するというのは、あまりにも行き過ぎな行為であり、このような予測可能性のない処分を強引に行い、いたずらに弁護士のキャリアに傷をつけることこそ「品位を失うべき非行」ではないのでしょうか。

【高委員長】 じゃ、あと1人だけね。お願ひします。

【丸山】 ちょっと腰が痛いので、私、立ってしゃべらせていただきます。長時間、御苦労さまですけれども、この問題は、委員長、よく分かっておられると思いますけども、やっぱり一時代、今もありますけども、一時代の大きな問題になった、いわゆる貸金業者と過払い金返還を求める者の闘いというか、社会事象の中で起こったケースなのですね。それで、多くの弁護士さんがそれに関連して業務をやられたこともあると思うのですけども、そもそも、やっぱり国民の権利を救済する、この場合は過払い金返還請求権者ですね、多くの場合が。彼らの権利を救済するために、それはやっぱり士業しかないですね。現実的には弁護士、司法書士。司法書士の方がもっと敷居が低いということで近づきやすかったのかもしれませんけど、これらの2つの専門集団が協働して大きな社会問題に立ち向かっていった中での事件なのですよ。これは、悪質なヤミ金とかそういうのじゃなくて、むしろ過払い金を払って苦しんだ人たちを救済しようと、その中で司法書士が立ち上がり、また弁護士が連携し、プロ同士の専門家集団の必然的な連携なのですよ。だから、考えてみれば望ましい姿なのですよ。各司法が協業して国民の権利を救済していく、実現していくと。それは新しいスタイルですから、多少過去とは違う点がありますよ。でも、それを古色蒼然とした事件屋の紹介料だなんて言って捉えて判断していくことは、大きな時

代錯誤ですよ。もうそういうことは国民も分かっている。我々だけがむしろ取り残されてしまう。

しかも、この日弁連に審査請求したのは、東弁は会立件もして、また、処分を下してしまった。残念ながら強行突破してしまった。これを日弁連の皆様が取り消すということは大変なことだと思いますよ。勇気が要ると思いますよ。だから、小手先の技術論では無理です。あなたたちの魂が、未来を見る目が、司法とはどういうものかということを専門業、専門なんかが連携してやる、これから未来の士業の姿を胸に抱きながら、彼らが本当に品位を汚すような悪徳弁護士集団であったのかどうか、それとも、眞面目に検討して、事前に調査もし、大丈夫だということで士業の協力をやって被害者を救っていった人間なのか、これらをよく見てやってくださいよ。

そして、なぜかというと、彼らは業務停止6か月という最高に重い処分を一生背負っていくかどうかの瀬戸際になっているのですよ。これは、皆さんに、ここに十数人座っておられます、皆さんのお胸一つなのですよ。

【高委員長】 丸山先生、よく分かりましたので、そろそろまとめていただけますか。

【丸山】 はい。ですから、委員長も悩ましいと思いますけれども、委員長もやっぱりしっかりと我々の訴えを聞いていただきて、心の目で見ていただきたい、この事件を。古いスタイルに押し込んで、当てはめて、形式的にこじつけて処断するのではなく、むしろ私は、これはあるべき、すばらしいというか、やるべき士業の連携をやった人間だと思いますよ。だから私は個人的に褒めてやりたい。しかし、こういう瀬戸際に立っている以上は断固として闘わざるを得ないと。だから、わざわざ裁判所に行くまでもなく、日弁連において原処分を取り消していただく。これが彼らの名誉のためだけではなく、行く行くは必ず日弁連においても、よくやったなといい方向につながる日が来ると思いますよ。その成果は皆さんのお力によるものです。

以上です。

【高委員長】 はい、結構です。

じゃあ、御本人、最後に御意見どうぞ。簡単でお願いしますね。

【浅野】 それでは、まず、浅野から一言述べさせていただきます。

我々は、新宿事務所から多数の依頼者の案件を引き継ぐことを依頼されました。我々は、キャバシティーの範囲内で力になりたいというふうに応じました。新宿事務所は、引き直し計算書やその電子データ、新宿事務所がそれまでに聴取・分析したデータを用意するこ

とにし、訴状の作成、それから証拠説明書等証拠等の作成も行うので、できる限り案件を引き継いでほしいと提案してくれました。我々は、それであれば、できる限り多くの依頼者の案件を引き継いで、最大限、過払い金を回収することが依頼者のためになると思って、最大限の協力をすることを申し出ました。

新宿事務所がそれまでに行った業務の成果を引き継ぐのですから、それに見合った費用を支払うことは当然のことだというふうに考えましたし、訴状等の作成についても、大きなボリュームの作業で相当な人員を割いてもらうわけですから、相応の費用を払うことは当然のことであると考えました。

業務委託料の設定については慎重に検討しましたけれども、司法書士も仕事としてこれをやっているわけですから、原価を支払うだけでは足りないというふうに考えましたし、十分に合理的な価額であるというふうに考えました。ここに原議決が言うように、紹介料ありきで体裁を繕うというような気持ちはみじんもありませんでした。どうでしょうか、これは人として、職業人として、極めて常識的な発想なんじゃないでしょうかね。意見書を書いてくださって多くの著名な先生方も、多くの一般の方々も、同様の感覚でした。ギブンズ先生の意見書に記載されているアメリカの制度も、このような常識にかなった制度になっています。

原議決は、司法書士が弁護士の職域に入ってくることを必死に防ごうとする弁護士会の下心に満ちていると感じます。弁護士会が司法書士会の要望を無視して、引継ぎのガイドラインの作成から逃げているのと全く同じ発想だと思います。原議決の理屈では、140万円を超えると分かるまでに司法書士が行った業務については……。

【高委員長】 まだ長く続くんですか。

【浅野】 いや、もう少しです。

【高委員長】 代理人が今、たくさん意見を述べられたので、御本人は簡単に……。

【浅野】 ええ、少し筋が違いますので、話させてください。

【高委員長】 あ、そう。

【辻】 いい話していますよ、先生。

【浅野】 司法書士が行った……もう一回、今の遮られたところ、前から読みます。原議決の理屈では、140万円を超えると分かるまでに司法書士が行った業務については、司法書士はタダ働きすべきと。弁護士の業務が楽になるように司法書士が作成した成果物をもって、特定の法律事務所じゃなくて、弁護士会に所属する弁護士のところに満遍なく

仕事を還元しなさいというものです。何と身勝手で虫のいい話なのでしょうかね。依頼者中心ではなく、弁護士中心の発想です。

原議決は、裁判書類作成業務について次のように述べています。「委託することに合理性があるとは直ちに認められない」。また、「むしろ紹介料と評価されないための、実績作りを装ったものとの疑惑は残る」と認定し、懲戒処分の根拠としています。これは、疑わしきは被告人の不利益になってしまいます。原議決は、立証責任についての考え方を根本的に誤っています。審査請求人らを懲戒相当とするためには、業務委託に全く実質がなく、紹介料でないことを仮想したものであることを懲戒委員会側で立証しなければならないはずです。業務停止6か月の処分を下すわけですから、厳密にいくらの紹介料が含まれているのか認定する必要があるはずです。

そして、「品位を失うべき非行」と認定するには、誰が見ても明らかというほどに紹介料部分の比率が高いことを示す必要があるはずです。原議決は、この重要な点について判断を回避して、うやむやなまま懲戒相当と判断してしまいました。日弁連ではそのようなことは決してしないでください。

原議決には、この他にも内容面においても手続面において多くの誤りがあります。これらについては書面で詳しく述べていますので、一つ一つの論点から逃げずに正面から回答してください。

私からは以上です。

【酒井】 審査請求人の酒井から一言述べさせていただきます。

私は、この懲戒手続が始まる前は、弁護士会というものはもっとまともな組織だと思っていました。しかし、東弁は、正しい法律解釈はおろか、物事の善惡の判断すらできない、酷い組織だということが分かりました。

支払いが禁止される紹介料というのは、あくまで紹介の対価ですから、司法書士への業務報酬は含まれません。日弁連調査室が出版している『条解弁護士法』の解説を読めば明らかです。東弁は、事件の引継ぎの際に後任者が前任者の報酬を支払うことは違法だなどという新しいルールを編み出して私たちを処分しましたが、こんな新しいルールを後から編み出すのは罪刑法定主義違反です。わざわざ刑法学者の西原春夫先生が論文を書いてくださっていますので、是非読んでください。

また、東弁は、司法書士と依頼者との委任契約が無償契約だったなどと、明らかに民法に反する誤った解釈をしています。法律家なのに恥ずかしくないのかと思います。こちら

も民法学者の平野裕之先生が意見書を書いてくださっています。

明らかに誤りだと分かるようなむちゃな法律解釈をしてまで私たちを処分したのはなぜなのかと思います。処分前、私たちの弁護士法人には140名もの弁護士が所属していました。とても順調に業績を伸ばしていました。今はたったの3名です。東京弁護士会が不当な懲戒処分によって私たちの弁護士法人を潰そうとしているかもしれないと感じ、依頼者や所属弁護士、従業員達に迷惑をかけるわけにはいかず、業務を大幅に縮小せざるを得ませんでした。私たちを迫害するために明らかに誤りだと分かるような無茶な法律解釈をしたのかと思うと、それが弁護士会のやることなのかと、本当に驚愕するとともに激しい憤りを禁じ得ません。

百歩譲って、東弁の主張する法律解釈が仮に成り立つとしても、私たちの代理人であり、行政法の大家である阿部泰隆先生が言うように、解釈の違いが「非行」になるわけがありません。東弁の処分は明らかに誤りで、直ちに取り消されるべきです。

また、先ほど代理人の辻先生が述べられたように、東弁は、懲戒手続に至る過程で数々の違法行為を犯しました。『条解弁護士法』や『弁護士懲戒手続の研究と実務』など、日弁連調査室が出版している弁護士懲戒手続のバイブルに、真っ向から、しかも何度も違反しています。本来なら、綱紀委員会の段階で実体審理に入ることなく、手続法を理由に直ちに取り消されるべきでした。

委員の先生方は懲戒処分など受けたことがないでしょうから分からないだろうと思いますが、業務停止6か月の処分によって、私たちの社会的評価は大きく毀損されました。業務停止の後、取引銀行から懲戒処分を理由に取引を拒否させる事態が続出し、新規の銀行に融資を申し込んでも門前払いです。酷いところでは口座開設すら断られました。まるで反社会的勢力かのような扱いを受け続けています。一刻も早く懲戒処分を取り消して、私たちの名誉と被害の回復を図っていただきたいです。

以上です。

【高委員長】 御主張につきましては、本日の結果を踏まえ、当委員会で協議して判断します。

審理の進め方について色々御要望ございまして、できる範囲のことはやったつもりであります。ただ、必要ないと思うものは採用しませんでしたので、そこは御不満でしょうが、御了承ください。

以上で審理を終わります。どうぞお引き取りください。

【谷】 代理人の方から最後に1点だけ確認してもよろしいですか。

【高委員長】 もう終わりましたから、お引取りください。

【谷】 いや、今回の速記録がいつできるかというのをちょっとお尋ねしたい。

【高委員長】 今月ぐらいにはできますから、謄写請求してください。

【谷】 すみません、いつぐらいですか。

【高委員長】 今月末ぐらいにはできます。

【谷】 今月末。

【高委員長】 はい。

【谷】 その後、審査請求人から追加で書面を出すということは可能でしょうか。

【高委員長】 9月の前半ぐらいに出してください。9月半ばぐらいまでに。

【谷】 でも、速記録ができるのが今月末なのですよね。

【高委員長】 はい。

【谷】 そこから2週間というのはちょっと……。

【高委員長】 皆さんプロで、いっぱいお書きになつたじゃない、もう既に。

【辻】 それはちょっと無理がありますよ。

【浅野】 それはちょっと非常識じゃないでしょうかね。

【辻】 短過ぎですよ、それは。

【高委員長】 そんなことない。

【谷】 さすがにちょっと、1か月ぐらいはいただきたいと思います。

【高委員長】 9月いっぱい。

【谷】 9月いっぱい。

【辻】 速記録を読んで、それから2週間足らずでこんな大人数でやれなんて、常識的にちょっと……。

【高委員長】 いやいや、速記録読んでと仰るけど、もう既に皆さんいっぱい書いて、中身分かっておられるので、そんなことじゃ……。取りあえずお引取りください。もう終わりです。

【久保委員】 出すのでしたら、9月末までにしてください。

【酒井】 はい。

【久保委員】 できるだけ早く出していただければ、その方が助かりますから。

日本弁護士連合会懲戒委員会

委員長

高 博 一



委 員

久 保 博 道

